

第5回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和2年4月15日（水）10:00～14:40

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

三重県森林組合連合会 尾崎重徳 代表理事専務

株式会社萩原建設 萩原義雄 代表取締役

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第5回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

三重県森林組合連合会提出資料

萩原義雄氏提出資料

資料1 第4回検討会に係る補充資料

資料2 「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

田中座長

おはようございます。ただ今から、第5回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、「密閉」、「密集」、「密接」という「3密」を避けるため、扉や窓を開けて換気を行うとともに、座席の間隔を開けるようにさせていただいております。また、1時間ごとに10分程度の休憩を取り、ご出席の皆様には一度部屋を出ていただいて換気を徹底したいと考えております。そして、出席の皆様には、マスクの着用をお願いいたします。ご出席の皆様にはご不便をおかけするところもあるかと思いますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はまず、関係者からの意見聴取を行います。

最初に、三重県森林組合連合会から代表理事専務の尾崎重徳様にお越しをいただいております。尾崎代表理事専務におかれましては、ご多用中にもかかわらず、当検討会に出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、生産の立場から見た県産材利用促進に関する現状と課題や、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」に期待することなどについて、三重県の林業生産の現場の実態に即した忌憚のないご意見をお話しくくださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

時間配分といたしましては、尾崎代表理事専務から30分程度お話をいただき、その後30分程度、質疑応答を行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは尾崎代表理事専務、よろしくお願い申し上げます。

尾崎代表理事専務

どうも本日は、このような機会を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。私ども、林業のまさに一番の川上と申しますか、森林所有者の組織でございます。私どもの意見を木材利用促進のところにつなげていただく、このような場を提供していただけて本当に感謝しております。

それでは、申し訳ないんですが座らせていただいて、ご説明に入らせていただきたいと思います。

お手元に資料のほうを若干ご用意させていただいております。この検討会のことについて議会のホームページのほうで1回目からいろいろ情報が公開されておりますので、それを見ておきますと、県のほうである程度の私どもの内容の話は出ているのかなと思っております。その中で、特に森林組合、森林所有者、素材生産をしている現場のほうに少し力点を置いて、資料を集めさせていただいております。それを中心に、ご説明をさせていただきたいと思っております。まずは、私どもの山側の現状と申しますか、置かれている状況について、森林組合の現状も含めまして、ご説明させていただきたいと思っております。

では、資料のほう、よろしく申し上げます。1ページ目に、ページを振っていないので見づらいかもしれませんが、「三重県内の森林組合」とさせていただいております。

森林組合につきましては、石^{ぐれ}榑森林組合、これはいなべ市の中にあります。これは、旧大安町の一部の森林組合でございます。この組合は、共有林の管理団体的な性格が強うございます。あと、鈴鹿森林組合、伊賀森林組合からずっと南の三重くまの森林組合まで10組合ございますが、いわゆる森林組合として活動しているのは、鈴鹿森林組合以下の9組合でございます。

それで、それぞれ管内を色付けしておりますけれども、北の部分、白地の部分が四日市以北でございます。こちらにつきましては、森林組合が管轄していないというか、設置されていない区域、いわゆる私どもでは空白地帯と呼んでいるところでございます。なかなかこういうところでは、普段、私ども森林組合は森林所有者と市町村など行政とをつなぐとか、森林所有者の要望を取りまとめて、それを事業として行うとか、そのような活動を森林組合はしているところでございますけれども、その活動がほぼできていない、そのような地域でございます。ただ一方で、この地域は生産森林組合が多ございます。この生産森林組合というのは、いわゆる共有林、昔からの大字単位の共有林を皆さんで管理する一つの形態として、生産森林組合というのを作っております。全県下的にあるんですけど、この地域は結構多いかなというふうに思っております。

森林組合ですけれども、森林組合法で規定された組合でございます。明治40年から森林法の中で規定されて、その後、昭和26年、戦後一斉にいろんな法律が制定された時に、森林法が改正され、今の形の森林組合の元になる施設組合と、生産森林組合が規定されて、その後、昭和53年に、森林法から、森林組合に特化した部分が抜

き出されて、森林組合法が制定されています。この時に、森林組合という名称となったところでございます。

次のページを見てください。「県内森林組合の概要」、今どのような体制でやっているのかというところでございます。現在、先ほど申し上げましたように、森林組合は10でございます。実質は、石樽ぐれを除いた9つが、いわゆる森林組合に当たる部分でございます。昭和33年当時は、96組合ございましたが、その後、いろんな形で合併が進み、平成24年に最終的に、現在の10組合となったところでございます。

あと、森林組合は協同組合でございますので、組合員がおります。まず、組合員数は、地区内全体で16,862人、その区域外の方で森林を持っている、組合員になっている方が、3,122人、合わせまして、約2万人の組合員を抱えております。

また隣の組合員所有の森林ですが、地区内で13万haほど、組合員が所有しております。区域外を入れますと、163,000程度になります。三重県全体でいえば、その一つ下のところに、森林面積（民有林）、348,000ha、そのうちの約4割を私どものほうで管理させていただいております。

大きな森林を持たれている方やある程度の面積を持っていられる方、こういう方は基本的には組合員になっていただいているというふうに理解しております。なっていない方もいますけれども、大きく見るとそういう形です。

あと、職員ですけれども、全体で186名が、いわゆる正職員となっております。ここには載せておりませんが、臨時雇用を含めて、現場で作業される労務員、労務班の方が、約300名おります。臨時雇用も含まれておりますけれども、合わせますと500人程度ぐらいです。

すみません、次のページをお願いします。この表が、私どものお話の全てでございます。そもそも林業は、木を植えて、育てて、間伐とか下刈りとかいろんな手入れをして、そして50年以上育てて木を売る。それで収入を得て、また植えていく。これを基本的な業としているところでございますけれども、表を見ていただいて、昭和55年に大きなピーク、そこにデータも書かせていただいておりますけれども、昭和55年に特に、スギの立木、ヒノキの立木、下の2つのほうですけれども、これが22,000円とか42,000円していたわけですね。それが、平成2年に次のピークを迎えて、その後ずっと下落が続いております。それで、平成22年、27年以降、落ち着いた形ですけれども、これは、外材と価格が競合しなくなった、同じような値段になったために、これ以上落ちなくなった。ないしは、これ以上下がるとそもそも木が出てこないようなところまでも下がったんじゃないのかと思います。

ただ、今回のコロナウイルスの関係で、住宅部門が非常に低迷すると、すぐに木材がだぶつきます。だぶついたら、価格が下がる。一層下がれば、木が出てこない。林業としてなかなか難しくなる。そういう悪循環が生まれることを本当に心配しております。

それで、特にこの下がってきたここ10年ぐらいですかね。森林組合も素材生産、山の木を伐きって、売るという仕事もさせていただいておりますけれども、素材生産を

専業にされている方は、森林所有者から山に立っている木を買う。で、伐^きって売って、あとは森林所有者が自分でまた植え、いろんな施業をされるというのが、今までの通常のパターンだったんですけれども、どうも最近は、ここ10年、早いところでは20年ぐらいかもしれないけれども、土地ごと買ってくださいと。もう自分で山を管理したくないと。木を売るので、土地ごと買ってほしいというような話が結構出ております。実際にそれでないと木を買えないので、もうやむなく土地ごと買っていらっしゃる方が結構いらっしゃる。そういうふうな話も聞こえてきます。

ただ、私ども森林組合が皆伐した山は義務的に植えています。そこは私ども法律で定められた団体でありますし、法律を遵守するというのは当然でございます。一方、なかなか植えられずにそのまま放置されている山、未植栽地も、たくさん出てきています。この価格の中で、次の植林をしたら何も残らない。50年以上育てた木が、5年や10年生の細い木となり、今から先に収穫するのに何十年もかかる。単に植え替えただけになってしまう可能性がある。だから、土地ごと買ってくださいというお話になるんだろうと思います。

確かに、CO₂対策からいえば、更新することで森林の吸収量が増えますので非常にいい話です。だから本来は、そういう形で地球環境にも貢献していくのは大事なことだと思っておりますけれども、なかなか実態として難しい部分もあるというふうに考えております。

次、お願いします。「県内の間伐実績」、山の手入れは、この間伐が最近では中心でございます。左端の平成23年、森林組合がやったものと、その他の素材生産業者、民間の事業者の方がやられたものの内訳を書いてございますけれども、この2つを足しますと、9,500haほどの間伐をしておりました。それ以前は、大体7,000haから9,000haくらいで推移してきたところでございます。ところが、平成24年にどんと落ちました。これは国の政策の転換の中で、それまでは伐^きり捨てが中心だった、山で伐^きって、山にそのまま木を置いておくことが中心だったんですが、間伐した木を利用しよう、間伐木をどんどん出ささいということになった。間伐材を搬出すると結果としてコストがかかる。手間がかかる。結果的に、間伐の全体面積が落ちることになった。伐^きり捨てるだけだったら面積をこなせるけれども、同じ予算の中だと、出そうと思うと人手もかかる、コストもかかる分、間伐面積が落ちた。その後、徐々に、予算の事情などもあり、面積が落ちてきたというところでございます。

次のページをお願いします。民間の素材生産の内訳がよくわからなかったのも、私ども組合の資料を中心にご案内させていただきたいと思っております。県内の森林組合の木材取扱量は、徐々に増えております。平成29年、右から2つ目にちょっと上がったのは、これは新しい合板工場が稼働した時に集めた量、出た量が多かったのかなと思っております。平成30年は、大体61,500m³程度の木材を取り扱った、山から生産しているということでございます。

ちなみに、皆伐といえますか、山の木を全部伐^きるのは、森林組合で大体40ha、50haぐらいで、三重県全体で100ha台かそれより多いぐらいだと思いますが、それか

ら見ると大して多くないです。県内では、一般的に皆伐は民間の素材生産業者さんがやられていて、私ども組合は間伐を中心にやっている。そういうお互いの役割分担と
いいますか、そういう実態になっています。

次のページをお願いします。よくA材、B材、C材とか、いろんなどころに流れているという話を、皆さんお聞きになっていると思います。この検討会の中で、県のほうからもそんなご説明があったと思います。どれぐらいどこへ出ているのというのを、組合の内部ですけれども調べおります。上の円グラフを見ていただくと「材質別構成比」とあって、A材、B材、C材。いわゆるA材というのは柱材などの建築用材です。それが43%。で、B材、これは合板とかその他に使われるもの。これが26%。で、C材、これはチップです。製紙用チップも含めて。今、三重県下にありますバイオマス発電、そちらのほうに流れるチップ、それが31%。このような比率になっております。

またそれを、先ほど言った内容を逆から見た表になりますけれども、青のところは、直接に木材市場へ出しているのが約4割、39%。製材工場へ直接持ち込んでいるのが9%。合板工場へ持っていっているのが20%。あと、チップ工場へ31%。その他1%。これはマトリックスにすればもっと見やすかったのかもしれませんが、大体このような構成になります。

あと、この表にはないんですけれども、私ども、林業の現場、非常にリスクが高い仕事でございます。4日間以上の休業をするようなものを千人単位で見た時の人数を「死傷年千人率」と呼んでおります。これが、全産業が大体、千人中2.2人から2.3人でずっと毎年変わっておりません。当然、デスクワークをされる方もいらっしゃるもので、そこはそんなに高くない部分だと思いますが、林業では、それが22.4人でほぼ10倍。これは、平成30年度でやっと下がって10倍で、それまでは大体15倍でございました。で、全産業と比べるのもどうかと思いますが、似たような業種、例えば、建設業、鉱業あたりと比べると、鉱業の約2倍、建設業の約5倍の危険度がございます。当然、木材価格が下がっていく中で、急峻な山の中で作業しているわけです。そういう中で、山で働く人達の労働安全も喫緊の課題だと思っております。

そして、2つ目の論点と申しますか、私どもの条例に対する要望と申しますか、期待について、簡単に述べさせていただきたいと思っております。

今後、少子高齢化の中で、住宅着工戸数が減っていく。いろんなシンクタンクがシミュレーションを出して、何年後に半分になるとか、今90万棟台ですけど、50万棟台に間もなくなるというようなシミュレーションもございます。そんな中で、木材の需要がどんどん下がっていくことが、山側の人間としては、厳しい状況にあると考えております。このような中、今回のこの検討会で、県として、木材の利用を広く進めていただくというような条例を作っていただくことは、非常に私どもとしても歓迎するところでございます。

それで、その中で、県内で非常に広くいろんな場面で、いろんなどころで、今まで使われていなかったようなところで、広く木材が使われることで、結果としてそれが、

林業を活性化し、結果、手入れが進み、より山が健全な状態になるということで県民にも還元できる、良いお話だと思っています。

ただ、私ども、県内の森林所有者の団体でございます。県内の木が、三重県で育った木が使われ、初めて、私どももいろんな形で貢献できると思っています。一方、私どもが生産した木を、行政界を越えて、他県にも移出していますし、他県から入っていることも事実でございます。そのような現状の中で、私どもの県内で育った木を優先して使っていただく、プライオリティをつけていただく、そのような内容が盛り込まれること、その点をよろしく願いしまして、私からの説明を終わらせていただきます。

田中座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明を受けまして、委員の皆様方からご質問がありましたら、お願いをいたします。

中瀬委員

そもそもの話になるかもわからないんですが、今、県産材利用が、外国産の輸入によって非常に減っているという状況があると思うんです。それは、輸入の自由化とか、国のいろんな政策でそういうふうになっているというふうには思うんですが、今、三重県において、自前の県産材を利用して、それだけで本当に建築材料とか、そこら辺が賄いきれるかという、その辺はどうなんでしょうかね。

尾崎代表理事専務

次の方のほうが詳しいと思うんですけども、当然、現状では、全部は賄えないと思っています。今の三重県内での製材工場の特質のこともございますが、外材や県外材に替えて三重県で育った木だけで、製材していただいても、量的には少ないと思います。私どもも三重県の木を県外に出ていますが、市場原理の中で、外材も含め外からもたくさん入ってきています。また、三重県はスギ、ヒノキが多ございますが、全部スギ、ヒノキだけで家が建てられるのかと言われると、細かいところも含めるとなかなか難しいんじゃないかなとも思っています。最近、県内で、いろんな小中学校、幼稚園、保育園などで、木造化を県のほうで進めていただいております。それを見ると、いろんな形で使えるのかなと思います。ただ、柱とか、床材とか、いろんなところで使ってもらっていますが、使っている木材の全てが全て県産材ではないと思っています。だから、県産材以外使うなというような条例にさせていただいても、現状では三重県の木だけで家を建てるのは、実際には難しいと思っています。

中瀬委員

そうすると、県内の林業経営というか、それを存続させていけるような格好で、木

材を利用していければということなんですよね。現状だと、利用がほとんどないとか、山が荒れてしまうと、木を伐つても建築材料にならないということもありますよね。そういうところの危惧というのはあるんでしょうか。

尾崎代表理事専務

今、バイオマス発電所、多気のほうで合板工場もできて、柱など建築用材、いわゆるA材以外の木も、それなりに、フルセットで売れるようになってきた。で、先ほど言いました木材市場のほうへ出しているものも結構ございます。もちろん、工場直送もあり、県外の製材工場へ流れるものも多いと思っています。

県内では、2万立米を製材できる製材工場はそんなに多くないと思います。一方、岐阜県など近県も含め全国的にいろんなところで、10万立米単位で製材されている大きな製材工場がございます。輸送コストの問題もございますが、そこへ流れる部分があります。三重県の木は、戦前から東京へ持って行っていったとか、県外へ結構流れており、この部分も大事だと思います。

一方、地元の木で家を建てる工務店や大工さんに木材を供給する、そういう製材工場もあり、これを伸ばしていくことも必要だと思います。お答えになっていないかもしれませんが。

中瀬委員

それともう1点、最後に言われた、森林組合としたら、県内の木材を使っていたくということが条例への最大の希望というふうなことを言われているということをおっしゃっていましたが、そういうことは、やはり生産を含めた林業の関係では、強く望んでいるところなんじゃないでしょうか。

尾崎代表理事専務

はい、そうです。実際に、近県も含め県外には大規模な製材工場がございます。例えば、その木なんかが、三重県へ流れてくる可能性というのは多いんだろうと思います。特に北勢地域は、一番たくさん住宅が建てられている所ですが、県産材と申しますか、県内の木をどこまで使われているのか、資料がないので、はっきり申し上げられませんが、私は三重県の木がそんなに多く使われていないんじゃないのかなという気がしています。条例ができることで、このような地域でも、もっと三重県の木が使われるようになればと思います。

四日市以北では、山はあっても、実際に林業をされている方がほとんどいらっしゃらない。また、素材生産されている方とか、手入れされている方とか、何社かはみえるんですけども、そもそも少ないんです。そのため、この地域でいわゆる地元材が使われる量は少ないんじゃないかと思っています。では、県の南部から持って行っているのかというと、商圈として、県外から北勢地域へ入ってくるほうが、その可能性が高いんだろうという気がします。北勢地域でも三重県の木を使っている工務

店の方もいらっしゃると思いますが、在来工法で家を建てている方でも、三重県の木がどれだけ使われているのか。また、住宅展示場などでは全国展開されている大手ビルダーのほか近隣県の工務店なども出展されていて、県外産の木材が使われることが多いのではと思います。一方、三重の木を売りにしている方は少ないように思います。

中瀬委員

そうすると、三重県は非常に南北広いということがあって、できることであれば、一番利用の多い北勢のほうでも県産材を使っていくような形のことを望んでいるということなんですね。

尾崎代表理事専務

はい。三重県の木を全般に使っていただく、今使われていないところに代わって使っていただくというのは当然望んでおります。何も北勢地域だけがターゲットというふうには思っていません。テナントとか、いろんところで木材で建てていただくとか、いろんな形はあろうかと思えます。ただ、北勢地域は、一番人口が多くて、住宅ないしは商業施設も含めて、一番建物がたくさんある。そこに私どもが、三重県の木がちゃんとアクセスできているかどうかという、どうもできていないだろうなという思いもあり、申し上げたところです。

杉本委員

先ほど、今まで使われなかったところに使われていくというような話があったんですけども、例えば、例としてどんなものがございますでしょうか。

尾崎代表理事専務

まだ広がってはございませんが、今でしたら、特にCLTが結構有望として見られています。まだまだ三重県では、事例としてもほとんどなくて、一部の建築をされている方が、自分の家にCLTを使って建てられたものがあつたように思いますが、実際に、他県では、公的な施設、ないしは半公的なものなど、そういうものをCLTで建てられたという事例も出てきております。ただ、三重県では、そういう意味で広がりを見せるような形にはなっていないというところがございます。

杉本委員

ありがとうございます。もう1点、ちょっと県産材利用とは少し離れるんですけども、先ほど皆伐の話もされましたので、ちょっと皆伐についてお話を伺いたいです。最近2、3の山へずっとご案内いただいて、行かせていただくと、やっぱり皆伐の後の山がすごく気になっています。特に、大きな重機が入った後の壁のところ崩れてくるというところで、皆伐の後の防災面での課題であるとか、それから植えても獣害があつて、なかなかそのあと元に戻りにくいというか、もう1回きちっと生えて

くるのが、皆伐すると時間がかかるんじゃないだろうかとか、そんなことを思いながら、皆伐の問題点というのを非常に感じながら、山を見せてもらっているんです。森林組合さんは、そこら辺もすごく考えながら、ひょっとしたら工夫もされている部分もあるのかなと思うんですけれども、皆伐の課題については どんなふうに思ってみえますか。

尾崎代表理事専務

基本的に、先生がおっしゃった、伐ったあとに植えてもう一度山に戻るのかということ、ここが一番の課題だと思います。それと、やっぱりコストの問題ですね。どこまでコストをかけられるかどうか。この点が、本当に重要だと思っています。

皆伐は県内では民間主導で進んでいます。私ども森林組合としては、基本的に、皆伐した山はもう一遍山に戻すんだという義務感を持って、責任感を持って、実際にやっています。そういう中で、森林所有者にとってもう一度山に戻すコストが課題になっています。

先ほどの獣害の話ですけど、獣害対策は結構お金がかかって、皆伐してもヘクタール何十万円にしかならない中で、補助金をもらっても、残りの部分に自己負担を出していくとなかなか厳しい。やっと今回、県民税の延長の中で、その部分を市町が考えていただければ支援していただける、そんな仕組みも作っていただいたところがございます。植えるだけならコスト的にはなんとかなるかもしれませんが、獣害を考えるとやっぱりなかなか厳しい。今回つけていただいて、その部分は助かったと思います。それで、実際に獣害対策をしないと、しても、なかなか獣害は完全にはなくならない。ある程度しても、やっぱり食害は生まれます。獣害を完全になくそうと思うと、相当なコストをかけないとなくならない。今の木材価格から見て、そこまでかけられない、そういう部分もあろうかと思っています。

それで、先ほど、皆伐の際に付けた道で山が荒れると言うのは、大きな課題です。皆伐では、架線を張って出すことが多いと思っておりますけれども、場所によっては、作業道をつけて出した方がコスト的に安いと思います。山を守ることとコストとの兼ね合いの問題があると思いますが、せっかく皆さんが山に注目していただいている中で、山を荒らしているのかと。山をどう守っていくかということは、業界としても工夫が要ると思います。

杉本委員

同じ皆伐をしたところでも、した人によっては、小さな重機で大きく山を削らないように工夫をしてやっておられる山もちょっと見せていただいたりもしたんですけれども、結局一番良いのは、緑の循環を回そうと思ったら、架線を張って、皆伐せずに、順々に出していくというのが一番良いんですかね。そのためには、材価が上がらないことには、それができないという話になるんですかね。

尾崎代表理事専務

多分、間伐で架線はちょっと使いづらい。道から近いところは引っ張り出すことはできても、例えば、ある程度奥のほうまで山を手入れしようとする、幅3mぐらいの道をつけて行って、なるべく山を傷めないような線形で入って行って、そこから引っ張り出してくるという作業が多いと思います。

杉本委員

わかりました。ありがとうございます。ということは、今後やっぱり奥深いところの整備が、非常に課題ということですかね。

尾崎代表理事専務

はい。基本的には、林道がないと、基盤整備ができていないと、コストは下がらないし、新しい展開も生まれません。道から1,000mも離れたところは、コスト的には合わないです。となると、そこまで行くアクセスをどうするのかということ、基本的には林道がある。それで、伐採個所近くの土場に出して、そこから10t車クラスなど大きなトレーラーで直送すると、コストは下がります。だから、林道といっても、ある程度の規格の、大きなトラックが通れるような規格のものも必要ですし、延長も必要だと思います。今後展開していこうと思うと、安定供給にはその部分が本当に根本的な解決策になるんじゃないのかなというふうに思っています。間伐でも、林道から細かい道をつけ、専用の作業車でずっと運んでくるんですけども、1,000mも2,000mもその道を走ったら、作業効率は落ちます。だからその点は、やっぱり基幹となるちゃんとしたトラックが入っていける林道が必要です。

杉本委員。

ありがとうございます。まだまだ勉強しなければならないことが、たくさんあるなと思わせてもらいました。

山本（佐）委員

先ほど、北勢部でのマーケット需要がやっぱりまだまだ少ないんじゃないかというお話だったんですけども、その時に、地理的な要因が大きいのかなということをおっしゃられました。他に、例えば、岐阜県産材とか長野のほうの産材と比べたときに、価格面での競争力とか、あるいはブランドの好みとか、あるいは後ほど建築の関係の方もいらっしゃるんですけど、ハウスメーカーのつながりとか、そういった要因もやっぱり考えられるのではないかなと素人目に思うんですけども、どうなのでしょう。地理的以外の。

尾崎代表理事専務

まさに、そういうことだろうと思います。当然、住宅メーカーや地元工務店など誰

が建てるのか、建てる人がどこから木材とか建築資材を手に入れるのか、この辺は取引の中である程度つながっていると思います。三重県でいえば、津、松阪以南が三重県の林業の中心でございますけれども、その部分の木が、北勢地域のハウスメーカーさんに十分届いているかと言われると、届いてないとは言わないけれども、ちょっと弱いというふうには感じています。また、例えば、近県の工務店さんが北勢地域で家を建てる時に、つながりから言えば、三重県の木をその方が使うよりは、出身地のつながりの中で使われることが多いんじゃないかと、印象としては、そんなふうに感じております。

山本（佐）委員

そうすると、教えていただければと思うんですが、森林組合さんとしては、営業的なところもやっぱり担って、生産だけではなくて、されるわけですか。

尾崎代表理事専務

私ども森林組合は、丸太生産までが中心でございます。宮川でもある程度製材をやっていますが、先ほど言いましたように、丸太を木材市場で売るとか、製材工場に持って行って売るところ辺りまでが、私どもの役割でございます。そこから先、製材工場さんや木材市場がどこへ売るかというところまで、私どもが関与できるかというところ、なかなかそこは難しい。そこをつなげようと思うと、産直住宅とか、そういう形しかないんだろうと思います。6次産業化じゃないですけども、地元で作った木で地元の家を建てるような形が考えられますが、それを一旦木材市場や製材所へ出すと、私どもがコントロールできない。実際に、私どもも、県外にも木材を持って行っていきます。そこは、オープンな市場の中で動いています。ただ、それだけでは、三重県の木が伸びない。動かそうと思うと、当然営業にも注目していかざるをえない状況です。

谷川委員

ご説明、ありがとうございます。ちょっと先ほどのご説明の中で衝撃を受けたのが、林業の関係の方の死傷率ですね。工業の2倍、それから建設業の5倍ということで、死傷率がそれほど高いということは、夏の熱中症ですとか、そういういろんなものが原因としてあると思うんですけど、その要因となっているものはどういうことが多いんですかね。

尾崎代表理事専務

死亡に限れば、チェーンソーを使って木を伐る作業きに起因するものが一番多いです。

谷川委員

ありがとうございます。そうすると、県産材の利用促進をしていって、林業の方の収益が上がってくると、そういう安全教育といいますか、人材を安全なふうに教育し

ていくこととか、安全を確保することにも予算が回っていけば、そういうものは減ってくると考えてよろしいでしょうかね。

尾崎代表理事専務

森林所有者の話と、実際に作業している者の話は、別の話なんだろうと思っています。農業と違って、林業は比較的早い段階から、生産と所有が分離しています。大規模森林所有者の方は、自分のところで人を雇って、林業をやっていたらっしゃいましたが、最近は、そういう方々も多くが撤退されて、森林組合や民間の事業者の方に施業を委託されております。

そんな中で、労働災害をどうやって減らしていくのか。林業従事者のそういう安全確保をどうしていくのか。確かに、労働安全衛生規則が、今回見直されて、厳しくなりました。それは当然遵守しなければいけません、それにはコストがかかる。コストが増えた分をどこに求めるか。市場、木材価格に転嫁するのは無理なので、コスト削減のためにいろんな取組も進めていますが、結局、山側へ持ってこざるをえない。しかし、間伐の場合、補助金はあっても、森林所有者にこれ以上の自己負担を求めるのもなかなか難しい。

それと、一つは、作業が個人に委ねられている。周りに人がいては危ないので、木を倒すときは、基本的に1人作業になります。声を掛け合うとか、朝の安全確認などはあっても、現場に入ったら1人作業です。本人の自覚も大切ですが、安全教育でどこまで求められるのか。

今回、安全装具の着用が義務化されて、事業者責任も問われることとなった。今後、厳しく徹底していかなければいけないと思っているんですけども、そのためのコスト面では、現状では改善されていないと思っています。

谷川委員

ありがとうございます。なるべく個人の作業をしていただく方の安全を確保していただくために、県のほうも、この条例とは関係なく、そういう努力もしていかないといけないのかなと思ったところです。

あともう1点、最後に言っていた県内の木を優先的に使用するよう持っていくということなんですけれども、今、この県産材の定義をどうしようかということもこれから話し合わないといけないことになってくるんですけれども、森林づくり条例では、県内に生えている木ですよね。県内に植わっている木なんですけれども、その利用促進を考えたときに、例えば、私のほうの地域の原木市場ですと、和歌山とか奈良から入ってくる木も当然ありますし、その原木市場とかその県内のそういう施設を通ったものを県産材として定義してはどうかと私は思っているんですけども、その辺についてのご意見があれば、お聞かせいただきたいと思います。

尾崎代表理事専務

いろいろなお考え、立場立場で、例えば、製材業界から見たときに県産材をどういうふうに定義付けするのがいいのかということもあろうかと思えます。ただ、私どもはやっぱり、実際に三重県の山を所有し、またそこを管理してる者としては、プライオリティが要るんじゃないのかなと。定義はともかくとして、一定のプライオリティ、先ほど言った全部使えという話はではなしに、地元の木を優先して使っていただくような、配慮をいただけるような規定が盛り込まれれば、ありがたいと思えます。確かに、森林づくり条例の中でその部分がございます。それと一緒にのものが今回もということになるのか、ならないのか、また皆さんでご検討いただくんだらうと思うんですが、最大限その辺のプライオリティを求めたいと思えます。

谷川委員

ありがとうございます。当然、この条例は三重県の条例なので、県内の材を優先していくというのをどうにか打っていきたいわけですから、それはもう大本にあるわけなんですけれども、先ほど言ったように熊野原木市場を通っている木が県内に行くというときに、その辺の見分けがどういうふうにできるのか。さっきおっしゃった、山からそのまま直接、市場に持って行っていただく場合もありますよね。その後、それが追えるのかどうかちょっと難しいのではないかなと感じているので、その市場を通ったということは、まあ言ったら県内の市場への利益があるわけですから、県産材として認識しても、枠を少し広げても、当然県内の木が一番ですけれども、そういう定義の中にも入れてもいいんじゃないかなと感じているんですが、どうでしょうか。その線引きができるんですかね、市場から出すときに。

尾崎代表理事専務

私は、市場などが協力すればできると思えます。今、合法木材で、結構、追跡、トレーサビリティはやろうと思えば、ある程度はできると思えます。ただ、混ざるという場合も、可能性としてはあるとは思えます。例えば、和歌山との県境で両方で山を持っていらっしゃる方が両方の木を同時に熊野の原木木材市場へ持って来たとき、はっきりしないこともあるんだらうとは思えます。また、そんなトレーサビリティを誰が求めるのという辺りもございます。

せっかく森林づくり条例の中で、県産材の定義を置かれているので、今回の木材利用促進条例がもしできたときに、同じような定義が二重に書かれることは、ダブルスタンダードにならなければいいかなとは思えます。そういう意味で、違う形で推進される枠組みが、製材なら製材であってもいいのかなというふうには個人的には思いますが、ただ、そうであったとしても、条文か冒頭か知りませんが、やっぱり三重県の山を良くしたいという思い、そういう期待、ないしは三重県の木を使っていくんだというようなことが盛り込まれている。そこがないと、何のためにという感じにもなりますので、そこは譲れない、是非お願いしたい点かなと思っています。

谷川委員

ありがとうございます。すごく腑^ふに落ちました。森林づくり条例でちゃんと規定されている県産材の定義にプラスして、三重県のどこかを通ったものがまたちょっとプラスで書かれるのがいいという感じでよろしいですかね。

尾崎代表理事専務

条文の内容は、私はちょっと何も申し上げられませんが、気持ちとしては、せっかく作っていただく県としての条例でございますので、やっぱり三重県の山が良くなる、三重県の木が使われる、三重県の林業が活性化する、ここは是非何らかの形で反映したものにさせていただきたいと思います。その点です。定義がどうかと言われると、ちょっと申し上げづらいかなと思います。

山本（佐）委員

せっかく作るのも非常に実効性のあるものができればいいなと思うんですけども、平成 24 年から、全国ではいろんな都道府県が県産材の利用促進条例を作っています。もしお聞きであれば教えていただきたいんですけども、もう既に作っている都道府県もたくさんあるんですが、その県の、例えば森林組合さんの反応と申しますか、その県で作ったので県産材需要が増えたとか、県民の意識が変わったとか、ちょっと行政もなんか頑張ってくれるようになったとか、そういう何か反応が、今まででお話が聞こえていらっしゃれば、教えていただきたいなと思います。

尾崎代表理事専務

ちょっと不勉強で、作られた都道府県の森林組合連合会の方ともお会いする機会があるんですが、この点に関してはあんまり話題にはなっていないです。ただ、「三重の森林づくり条例」がございまして、あの時に「三重の木」の定義をしていただいて、それを進めるために住宅補助までしていただいたわけですね。そこはたいへん良かった、インパクトがあったと思っています。

田中座長

それでは時間になりましたので、これをもちまして、三重県森林組合連合会尾崎代表理事専務からの意見聴取を終了いたします。尾崎代表理事専務、ありがとうございました。いただいたご意見は、今後の検討会の議論に生かしてまいりたいというふうに思います。

ここで、開会から 1 時間が経過をいたしましたので、暫時休憩をいたします。再開は、11 時 10 分からといたしたいと存じます。恐れ入りますが、新型コロナウイルス対策として、換気の徹底を行うため、皆様、一旦部屋から出ていただきますようお願いいたします。なお、休憩中も「3密」を避けていただきますようお願いいたします。

(休 憩)

田中座長

それでは、休憩前に引き続き、検討会を再開いたします。

関係者からの意見聴取として、次に、三重県建築士会の後援も受けて、県内で木造建築を推進する「みえ木造塾」の取組をされている、株式会社萩原建設代表取締役で、「みえ木造塾」塾長の萩原義雄様にお越しをいただいております。萩原代表取締役におかれましては、ご多用中にもかかわらず、当検討会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日は、住宅等において県産材の利用を促進するに当たっての設計面や建築技術面等の課題や、「みえ木造塾」の取組、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」に期待することなどについて、木造建築に積極的に取り組まれている建築士としての忌憚きたんのないご意見をお話しくくださいますよう、どうぞよろしく願いいたします。

時間配分といたしましては、萩原代表取締役から 30 分程度お話をいただき、その後 30 分程度、質疑応答を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、萩原代表取締役、よろしく願いいたします。

萩原代表取締役

まず今日は、このような場に呼んでいただきまして、本当にありがとうございます。私のようなものがこういう場でしゃべらせていただくということは、本当にありがたいと思っております。何分慣れませんので、お聞き苦しいところもあるかと思えますけれども、本日はよろしく願いします。

取り急ぎ、私も本当に何をしゃべっていいのかわからなかったものですから、急いでちょっとレジュメを作ってみました。ちょっと専門的な内容になってしまったなと思いますので、後で質問をしていただければいいと思います。まずは、そのままずっと読みながら、説明をさせていただきたいと思います。

いただいたお題が、住宅等において県産材の利用を促進するに当たっての設計面や建築技術などの課題についてということでしたので、その辺を少しいくつかの項目にまとめてみました。私が日頃感じていること、それから「みえ木造塾」においてテーマになったり、それから同じような木造の、私どもは木造住宅若しくは小さな店舗とか、そういったことを設計、施工することでやっている会社を運営しているんですけども、同じような仲間がたくさんおりますので、代表になるのかどうかちょっとわかりませんが、少し仲間のことも思いながら、代弁をすることになるのかなと思ひまして、まとめてみました。その後で、「みえ木造塾」の取組と、それから、この条例に期待することというお題をいただいておりますけれども、この辺は勝手なことをちょっと書かせていただきました。順番に、説明をさせていただきます。

まず、設計面、建築技術などの課題についてということですが、設計面と施工面の問題を私のわかる範囲でお答えをさせていただきます。

まず、日頃感じていることなんですけれども、設計者や発注者、施主さんが県産材を使用したいと思っても、コストとか、納期、それから入手できないよ、県産材は入らないよ、みたいな感じで施工者にはねられてしまうケースがあります。私どもは施工もやっているんですけれども、設計事務所の先生方のお話だと、そういう話もよく聞くんですね。一般的には、工業製品で作ることが多いものですから、工業製品ならカタログから選べるわけなんですけれども、県産材は同じようにいかないの、カタログに代わる情報ツールが必要だと感じております。

設計者、施工者双方が、県産流通材の規格やグレード、価格の目安を知るためのツールが必要。木造をよく手がける設計者、施工者同士の共通の規格、仕様があると、供給側も対応しやすいのでは。設計者や発注者に流通や納期に対する理解が必要と。

木材というのは納期がかかるものですから、設計者とか発注者、又は施工者も同様な部分があるんですけれども、納期に対する理解がないと、すぐにくれと言っても、ないものから、そういう理解が、みんなに、例えば、専門家、発注者はもとよりですけれども、設計者、施工者が認識しているかということ、やっぱりカタログで選んで発注するというのに慣れていないと、建材メーカーに電話をして「いつ入る？」で、「来週入ります」って明確な答えがすぐに返ってくるんですけど、木材はなかなかそういうわけにいかないものから、こちらからの配慮とか想像、山側の理解を高めて、前もって納期がどのぐらいかかるかなということを想像しながら、前もって進めていくということが非常に大事なんですけど、普通、通常の住宅、通常の建築物を建てる際には、そこまでの配慮がいらぬものから、そういったことの理解が、設計者、施工者も含めて、又は発注者にもそういう理解が必要だと思います。なかなか難しいことだと思いますが。

次に、同じようなことを言っていますけれども、現在は、工業製品による設計が普通で、天然素材である県産材を採用する場合、様々なハードルが生ずると思われると。設計者や施工者、発注者にも、天然素材である県産材に対する共通のコンセンサスが必要。更に、県産材使用ができる設計や施工の技術が必要と。

これも工業製品を使うようなわけにいきませんので、設計とか施工にもそれなりの技術が要ってまいります。例えば、含水率管理というのがあるんですけれども、これも最近では15%とか、国の出している基準等々がありますので、そういう意味でのコンセンサスはできているんですけれども、実際には、使用する部位、状況によって本当に様々に変わります。含水率管理をする上で、例えば、高温乾燥というやり方があるんですけれども、高温乾燥をすると含水率の管理はかなりできるんですね。ある程度、確実にできます。ただ、高温乾燥以外も結構流通しているんですが、含水率にばらつきが多く生ずるため、それなりのノウハウが必要となります。含水率が低ければいいという問題じゃないものから、含水率が少し高い材料を、例えば私どもではあえて使うんですけれども、そういうものを使うためには、ノウハウが必要に

なってきます。高温乾燥にも欠点があり、特に、木材を現しで使用するのには向かない。現しというのは、木が見えるように使うということなんですけれども、それには高温乾燥材は全く向かないです。

木目とか色合い、節、アカネというのは虫の害でして、様々な指標がありますけれども、天然素材ゆえ教科書通りにはいかないと。かつて木造建築は大工の「経験と勘」の領域で、今の現役の設計者、施工者のほとんどは、木造の教育を受けておりません。それぞれの経験によって木の知識が本当にバラバラです。更に、今の現役の大工も状況は同じです。工業製品で作っていますので、大工なら木のことをみんな知っているのかといたら、全然知らないです。「経験と勘」は、かつては徒弟制度の中で培われ、伝授されたが、現代ではそれに代わるものが無いと。経験者がそれを伝えていくための学校のような場所が必要だと思います。

次に、建築において県産材を使用する部位は、土台、柱、横架材、^{はり}梁のことで、などのそういった構造材、それから間柱、垂木、床下地、野地板などの羽柄材、それから敷居、鴨居、額縁、^{はば}巾木などの造作材、外壁材、床、壁、天井などの仕上げ材、建具、家具などのその他材というのがあるんですけども、実際に県産材が使用されている、若しくは使用できる、使用しやすい部位、これは構造材である柱、それから仕上げ材である床、壁、天井材程度なんです。土台は、外材とかの防腐剤が注入してある防腐土台というのが、今、多分おそらく主流だと思います。それから、^{はり}梁、桁の横架材、これは、米松とかホワイトウッド集成材、外材ですけども、そういうのが主流です。それから、床の下地とか野地板とか、そういったものは、合板がもう全く主流でございます。それから、敷居、鴨居、額縁などの造作材、建具、家具、これは、住宅用というのは、ほとんどもう工業製品です。100%に近いと思います。ということなので、県産材の使用部位を拡大していくことが大切だと思います。特に、現しで使用することが重要だと感じております。見えることによって、県産材の存在がわかるようにしたいというふうに思っております。

使用できる部位全てに県産材を使用することで、丸太の歩留まりが上がっていきます。

防腐土台の代わりに、県産ヒノキの赤身材を使えば、防虫防蟻効果がずっと持続をします。防腐土台の防腐効果というのは、やはり限界がありますので、10年とか15年とか、そんなものだと思いますけれども、ヒノキであれば、これは私の経験ですけども、100年ぐらい経っても結構しっかりした建物が本当に多いです。古民家の改修とかやりますと本当に実感します。

それから、今後、木がどんどん大きくなってきて、大径木のA材というのがたくさん採れるようになるんですけども、これの使用部位というのが今ほとんどないんですね。これは、見えるようにした現しで使う横架材、若しくは幅広の板材でつくる、例えば床材とか家具とか、いくらでも使い道はあるんですけども、現状、使われていないところに、使い道を積極的に見出していくことが大事かなと思います。

柱とか横架材を現しで使用するれば、県産材による建築の魅力を高めることができます。

す。

それから、防火外壁材として、県産材を使用できるようになっていると書きましたけれども、住宅においては、防火地域に建っている住宅って少ないんですが、ほとんど三重県内の場合は、準防火地域にもなっていないところがほとんどだと思いますけれども、それでも外壁なんかは一定の防火性能が要求されるんです。それで、大抵はサイディングといわれるようなセメント系の工業製品で作られることが多いんですけれども、実際は、今、法律でも、県産材と書きましたけど、木材でそういった一定の防火の必要性があるところに無垢の木材を使ってやるということが、もうずっと前からできるようになっております。ほとんど専門家にも知られてないんですけれども、そういう技術はもうとっくにできているということです。

それから、あと耐力壁、特に水平構面、ちょっと難しい言葉になりましたけど、床の下地とか屋根の下地というのは、床面、屋根面というのは、水平の耐力壁みたいなものなんですね。その耐力を高めることで、建物全体の耐震性を高めることができるんですけれども、そういったものに県産材、無垢の材料が使用できれば、使用部位はかなり広がってくると思います。

次に、無垢材である県産材を扱えるような大工が、高齢化して、今、激減しております。プレカットでやるケースが多いんですけれども、プレカット工場はふつう、現しに対応していません。うちの使っているところは対応してもらっていますけれども、普通はプレカットしてくれないんです。今どきの大工は、ノミとかカンナとかの道具を持っていない大工がほとんどです。必要ないんです。工業製品なので、削ったら下地の合板が出てしまいますので、削るような作業がないんですね。で、作業場を持っていない大工が多いんです。機械も、車に積めるような電動工具がほとんどですので、削り物といいまして、無垢の材料って削ることが多いんですけど、削り物がほとんどできないんです。あと、大工技能士という資格がありますが、これは昔ながらの大工の技術を勉強してそういう資格を取るんですけれども、それを持っていても実際に建てる機会がほとんどないんです。プレカットでやっちゃいますから。県産材を扱える大工がほとんど、すごく減っています。それから、高齢化があります。県産材を扱える大工を養成していかないと、これも私どももすごく危機的な感じで、今どうしようかなと思っているんですけれども、そういう大工を養成する仕組みとか補助が緊急に必要だと思っています。例えば、金沢職人大学校というのがあるんですけれども、ここは、金沢は文化財が多いものですから、そういう文化財を直せる職人を育成していかないと建物が守れないということで、そういう大工だけじゃなくて、左官とか板金とかいろんな職種が学べる、これはプロが行く学校なんですけれども、そういった学校があります。そういうものが、三重県でもないと、三重県も文化財が多いので、そういったものも直せるような大工がいないと。文化財と言わなくても古民家なんかもいっぱいあります。南のほうの地域では築 100 年なんてざらにありますので、どんどん減っていきます。そういったものを直す技術がないと、イコールなんですけど、県産材を扱える大工の養成がやっぱり必要だと、そういう職人の養成がいると思

っております。

この辺が、設計面、施工面の課題の一部でございます。

次に、建築技術の課題としまして、住宅においては、構造設計、特に横架材のサイズ、木組みの方法、これも基本中の基本なんですけれども、それと材料の選定をほとんどプレカットに依存している傾向があるんです。かつては大工の経験と勘の領域であったため、多くの設計者や施工者が未習熟と思われまます。設計者や施工者が構造設計や材料の選定を学ぶ機会を作る必要があると思ひます。現状の工業高校とか大学では、これは学べません。私も学んだことがないです。

中大規模建築、特に住宅需要が減ってきますので、これからは中大規模建築、公共工事をはじめ、町場の小さなお店ですとか、ほとんどの3階建てまでの建物なら木造で十分対応ができます。そういったものについて、発注者や意匠設計者が県産材による木造にしたいと望んでも、県内に木造構造設計者が少なく、ほとんどいないんですけれども、あと、ここに防火上の制約が加わってきますので、集成材が優位なんです、法律上も。それで、どうしても集成材で作るということになってきます。そうすると、集成材メーカーに依存をすることになってしまひますが、集成材メーカーは県内にほとんどありませんので、県産材が、その結果、使われなくなってしまうということにつながっています。製材による、製材というのは集成材じゃなくて無垢の材料という意味ですけれども、製材による木造の構造設計、防耐火設計ができる技術者の養成が必要と思ひます。

あと、長期優良住宅、国の政策でこういったものを推進されているわけですけれども、などでは「品確法」という品質を確保する法律というのがあるんですけれども、通常の建築基準法の構造計算ではなくて、品確法の中に定められている少し高度な構造計算をする必要が出てくるんですが、その場合に、耐力壁や水平構面、先ほども言ひましたけれども、この辺はどうしても合板が優位になってしまひます。合板って強いんですね。その分、合板は優位で、どうしても合板に全部置き換わってしまひますから、製材が使用できる部位がその分減ってしまひます。製材による高耐力な耐力壁や水平構面の開発とそれが使用できる体制が必要と書きましたけれども、三重県林業研究所で、「みえ木造塾」も協力して、水平構面の開発を少ししてもらったんですね。それで、実際、使えるような手前まで来ました。ところが、行政のほう、行政とか確認機関とか、それから長期優良住宅なんかの認定をする機関ですね。そこで、すごく曖昧な対応になってしまひて、そこから先進んでいかないんですね。ちょっと体制がやっぱり整っていないというふうに感じております。

住宅などの小規模建築にも、改正省エネ法というのがあるんですけれども、省エネ法が義務化を實際されようとしていたんですが、ちょっと見送りに今なっています。2年後ぐらいに義務化されるのではないかと聞かれていますが、ここで結露防止を検討する際に、気密をとらないといけないことになりがちなんですけれども、気密がとりにくい柱梁などの構造材を現しで使用する真壁、これは和室なんかだと柱とか梁が見えています。そういう真壁はりの設計の場合、気密がすごくとりにくいんです。設計が

やりにくくなっちゃうんですね。省エネ法とちょっと相反するところがあります。また、省エネの計算を、これは多くの設計者が建材メーカーなどに委託するんです。そうすると、建材メーカーは真壁なんか頭がないものですから、大壁、今どきの柱が見えない、普通の家はみんなそうですけど、そういったもので設計するということが前提になってしまいます。その結果、あえて県産材を構造材に使用したいと思っても、現しで使用できないわけですから、動機が失われてしまうという結果になります。改正省エネ法で対応できる真壁での汎用設計手法が必要ということです。これはあんまりないんですけども。あと、救済措置ではないんですけども、気候風土適応型住宅というのがありまして、その取組がちょっとかなり弱いものですから、その取組を強化する必要があると思います。

その他の課題としまして、県産材の利用を促進するためには、発注者から県産材を指定してもらえるのが、設計者、施工者にとって一番やりやすいんです。発注者が「県産材を使って」と言われたら、もう使わざるをえないものですから。そのためには、発注者に県産材を使用したいと思える動機づけがあると非常に強力だと思います。

尾鷲ヒノキとか美杉のスギなんかは、地域ブランドになっていると思いますけれども、尾鷲ヒノキは全国的に有名ですが、かつての地域ブランドというのもたくさんあったんですね。例えば、伊勢では朝熊山という山がありますけど、その朝熊山の麓のスギというのは、朝熊スギといいまして、すごく水に強いということで、昔は有名だったんです。それから二見に松下というところがあるんですけど、松下のヒノキって、尾鷲ヒノキよりもすごく油分があって良いんですね。そういった地域、地域のブランドがかつてあったんですけども、そういった掘り起こしもしながら、三重ブランドに尾鷲ヒノキはなっていますが、他のものもブランド化をして、発注者が使いたいと思うような宣伝をするといいかなど。

あと、県産材の構造材としての優位性を知ってもらおう。県産材って、構造材として結構強度があるんですね。そういったこともあまり宣伝されていませんので、そういったことですか、あと、シロアリに対しての優位性、これは実証されていませんけど、そういったものが言えれば良いと思います。研究が必要だと思いますが。

県産材を使った魅力的な事例の紹介。住宅、非住宅の新築リフォーム、リノベーションに対しての補助金。補助金制度が今、ほとんどないんですね。補助金が、一番効くと思います。

県産材のデメリットを正しく理解してもらおう。県産材を使うことで、実は、工業製品にないデメリットがたくさんあるんですけど、それはメリットでもあるんですが、正しく理解してもらおうことによって、クレームが防げると。我々、クレームが一番怖いものですから、理解してもらわないと、これは止まらないんですね。県産材を工業製品のようにすればクレームは止まるかもわかりませんが、北風と太陽みたいなもので、県産材を工業製品にすることは絶対不可能なので、そうじゃなくて、県産材ならではの魅力と同時に、特徴、狂いますよとか、そういう特徴を正しく理解してもらおうことで、クレームが未然に防げると思います。

あと、次に「みえ木造塾」の取組なんですが、最初の〇は、今年の塾生の募集案内に載せた内容です。私どもは2004年から16年間やっております。年6回の講座、木造、木材、また木造住宅とか、伝統技術ですとか、または新しい技術も含めて、そういったことを講義していただける講師の方、これは大学の先生もいらっしゃいますし、職人さんもいるんですけれども、いろんな方をお呼びして、今まで74名による96回の講座を開催してきました。毎年70名以上、塾生になっていただいていますので、単純計算で延べ人数にしますと、ほぼ三重県ですけれども、他県からも来ていただいています、1,000名以上に学んでいただきました。そういった講座をずっとやっております。

目的は、ここに書いたとおりでございますが、三重の地域材を使用して、伝統技術も再検証しながら、木の住まいを科学的に捉える知識を身につけていくと。結局、こういったことを学ぶ機会は、我々なかったものですから、大工さんに教わりながらとか、現場で体で覚えてきたんですけれども、やっぱりそれだけでは駄目だと。それから、設計者は設計者だけ、施工者は施工者だけで学んでいるんですけど、普通は。木造に関する設計者、施工者、職人さん、製材、山側の方まで、全部が一堂に会して、1つの講座を聴くことによって、共通のコンセンサスを得られると。そういった目的でやっております。

運営委員は、今、設計、施工、大工、製材、林業からなる17名でやっております。

講座は、残念ながら、今年は6月から開催予定だったんですけど、コロナウイルスの関係で全部来年に延期をしました。今年のプログラムを次のページにつけておりますので、またご参照ください。

あと最後に、県産材利用促進条例に期待することですが、これは今までずっと述べてきたことを、箇条書きにまとめたものでございます。

以上で、説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

田中座長

どうもありがとうございました。ただ今のご説明を受けまして、委員の皆様方から質問などありましたらお願いをいたします。

西場委員

どうもありがとうございました。

1、2点教えていただきたいです。純木造で県産材を使う住宅や建物が増えてほしいと思っていますが、鉄骨鉄筋もあるし、新しい建材の家もたくさんあるわけです。せめてそのどこかの部分に県産材を使ってもらえばということで、注目しているのは内装材です。壁などに、尾鷲のヒノキも含めて、綺麗な木目のものを使用していくことを、新しい需要拡大としてやっていただければどうかと思います。この辺の可能性をお聞きします。

もう1つは、大工さんも、最近、金沢職人大学校のような機関を創設してやらな

いと、昔ながらの大工の技術を学べる機会がないというお話でした。本県では、みえ森林・林業アカデミーが開設されておりますけれども、現在、大工技術の講義はやられていないのか、あるいは、大工養成の仕組みについての萩原さんの期待といたしますか、提案があれば教えてください。

萩原代表取締役

まず最初に、使用部位のお話ですが、内装材にはもっともっと積極的に使ってほしいとももちろん思っております。例えば、この議場も、木を張ったらいいかなどか、使える部分はたくさんあります。ただ、こういった建物ですと、内装制限というのがあります。防火上の制約があります。ただ、制約はありますが、かなりの部分で木が使えるように、法律上もそういうふうになっておりますので、もっともっと使える場面というのは、想像以上に広がってきていると思います。かなり特殊な技術ですが、コンクリートの古い建物を木造で耐震補強するというような事例も中にはございますし、内装材だけでなく、私の言いたいことは、1軒の住宅でもそうですし、通常コンクリートで作るような大型の建物も、今まで木は使えないと思われていたところに、かなり可能性があるんですね。実際、私どもは、もう1軒の家ですと、基礎はどうしてもコンクリートということになってしまいますけど、そこから上、瓦の下まで、ほとんど木で作るということも可能なんですね。そういった事例も持っております。なので、内装材に限らず、本当にそういったいろんなところで使えるということを、いろんな方に知っていただければと思っております。

あと、大工の養成ですが、みえ森林林業アカデミーでは、そういった志向は持っていらっしゃるようなんですけれども、大工の養成まではないと思っておりますが、建築分野の講座をしようかなというようなお話は、実際ちらっと聞いておりますけれども、今現状は、林業のほうでやっていただいております。今後の展開だと思います。岐阜県に岐阜県立森林文化アカデミーというのがありますが、そこでは、建築コースというのがあります。1つの学校で林業と建築と一緒に学んでいるということが非常に重要なんですけれども、そのアカデミーを出た方で、木造建築業界で活躍されている方というのはたくさんおりますので、三重県も林業県ですので、そういった学校になるといいなというふうに個人的には思っております。

杉本委員

今、住宅のことがあったんですけれども、やっぱり県民がというか、発注者がもっと木の香りのする、木が身近にあってほしいというような、そういう意識啓発をしていくという意味で、公共建築物にもっと木を使っていく、法律はあるんですけれども、もっと現実的に進めていけたらいいなという、私はすごい思いがあって、学校とか、駅とか、病院とか、そういうところなんですけれども、その辺りのことについて、どういうふうに捉えていらっしゃるか。そのことによって、住宅にも、ということが起こってくるんじゃないかというのが1個。

もう1つは、県民が「三重の木で、どこの山の木を使って、私の家は建っているんだ」というふうに、木のトレーサビリティーの取組みみたいなことが、私はあるといいんじゃないかなというふうに思っているんですね。学校であったら特に、うちの学校にはあそこの山の木がここに使っているみたいな、そういう感性を育てていくというのは大事じゃないかなと思っているんですけども、その辺りはどうでしょうか。

萩原代表取締役

まず1点目が、学校とか公共建築物のところですね。三重県は遅れているような気がします。学校でも、例えば、関中学校なんかは素晴らしい学校ができておりますけれども、そういった取組が広がっているかという点、一部ではあります。大台町なんかはだいぶ前から頑張っていますし、林業の盛んな地域では、もちろんその地域の産業ですのでやっているわけですが、例えば、私どもの伊勢市においては、それほど進んでいないような気がします。市長に会うと、「木を使おう、木を使おう」と言うんですけど、口だけというか、要するに、使いたくないわけじゃなくて、理解というか、やっぱり先ほどの動機の問題だと思うんですね。伊勢なんかは伊勢神宮があるわけです。伊勢神宮は木でできております。だから、「伊勢を木の街にしよう」というキャッチフレーズで、伊勢市でもう10年近く前に国の補助金を獲って、そういうイベントをしたりしたことがあるんですけども、その時はちょっとそういう言霊になって少しぐらいの広がりはありましたけど、やっぱり流行り廃りがあるものですから、そういうのって数年で廃ってしまうんですね。伊勢市駅前のバス停の屋根の部分ですけども、鉄骨造なんですけど、当初、木の木目を描いた塩ビシートを張って木に見えるようなものにする予定だったらしいんです。松阪駅の前がそうですね。そういったものを市は志向していたみたいなんですけど、無垢の木じゃないと絶対いかんと言って、少しだけ運動をしまして、そうしたら何とか鉄骨造ですけど、無垢のヒノキを張ったのができたんですね。やっぱり本物だと全然違うんですね。あんまりみんな言わないですけど、観光で伊勢にいらっしゃった方々は、やっぱり感じてくれているんじゃないかなとは思っております。あと、志摩とか鳥羽のホテルなんかでも、一部の製材業者とかが一生懸命アピールして、高級ホテルの受付ロビーカウンターで県産ヒノキの1枚板をバーンと入れてもらうとか、徐々に徐々に民間でも取組が進んでおりますので、やっぱりもっと発注者側の意識を高めていく、そういう動機づけが必要かなと思います。

もう1つが、木のトレーサビリティーですね。トレーサビリティーは、かなり以前から、木材業界では、海山の速水林業の速水さんなんかが一早く取り組んでいて、三重県はある意味、先進地だと思うんですね。ただ、これも動機づけの問題だと思うんですけど、例えば、住宅でトレーサビリティーを発注者側、施主から求められるってことはほとんどないです。知らないですもんね。やはりそういったことは、公共のところで進めるのがいいかなと。特に学校ですね。もう1つちょっと心配は、あんまりこれを言い過ぎると、「ここの山の木じゃないといかん」と言うと、山の事情を本当は無視し

ていますので、その山で全部調達できるということはなかなか難しいんですね。なので、それも正しい理解ですね。「この山の木がここに使っているよ。あとは三重の木なんだよ」みたいな、そういったふうに説明するのはいいんですが、「全部この山の木で」と説明したい気持ちはわかるんですけど、やっぱり山の事情を知らないから、どうしても良かれと思って、そういった建物を発注者側が望んだ場合に、山側は非常に困るというようなことはあるかと思います。ただ、トレーサビリティって、結構頭で感じるものなので、それを心にストンと落としたりしていくというのは、ちょっと1つワンクッションありますから、その辺は工夫がやっぱり必要で、教育の中ですとか、県の建物とか、市町の建物、そういう公共のところでやるのがふさわしいかなというふうに個人的には思っております。

杉本委員

ありがとうございました。私も、条例を作るんだったら、まず行政が、公共がというところが1番にあるのかなというふうに思いましたので、ありがとうございました。

濱井委員

人材育成というのが非常に大事だというお考えでもあり、我々もそう思うんですけども、「みえ木造塾」を16年前から続けておられて、ありがとうございます。この課題といいますか、それと片一方で人材づくりの公的なものが必要だとおっしゃられているところで、これはやはり何かあるのではないかなと察するんですけども、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、地域ブランドっていうのは、やはり大事になってくると思うんです。ちょっとおかしなことを聞くんですけども、例えば、私が住んでおります大台町のほうは、もともと三重の木でもありながら、宮川の木といいますか、そんな言い方をしながら使われてきたわけですけども、土地でできたものをその土地で使うことの効果といいますか、科学的な検証があるかどうかはわかりませんが、そういった感覚的なものですね。気候とかそういうものに合致しているとか、そういうようなところをお感じになっておられるかどうか、そのことをちょっとお伺いしたいなと思います。

萩原代表取締役

まず、「みえ木造塾」の取組と、例えば、アカデミーとかでの養成ですね。その辺ですが、私ども、あくまでも年6回しか講座をやっておりません。それから何分、手弁当でやっておりますので、もうそれ以上ってなかなか難しいんですね。それで、これの一番メリットを感じていますのは、私ども17名の運営委員、若しくはその周辺にちょっと濃くいらっしゃる方あたりは、やっぱりこの16年間やってきたことで、例えば、いろんな講師の方がいらっしゃるんですけども、私どもは普通、講師をお願いする時に、手紙とか電話とか、今どきはメールですけども、お願いをして、当

日来ていただいて、しゃべっていただいて、ちょっと懇親会して帰っていただくというぐらいの関係が通常かと思うんですけれども、それだけだと、講師のことを学べないというふうに当初から思っておりまして、できたら友達ぐらいのレベルになりたいなど。そうすると、その後も関係が続いて、情報がずっと得られると。講師を身近に感じることで、自分もやる気がでる。動機づけですよね。明日、よし、この講師が言うようにやってみようという気になる。そういったことを、ずっと目指してきました。それで、あまり、なんというか、突拍子もない新技術ですとか、我々が手の届かないような高度な技術、高度な建築とかそういったものやっというらっしゃる著名な建築家とか、そういった方々を呼ぶことは、一応私どもはちょっと控えているんです。それよりは、ちょっと下賤な言い方になるかも知れませんが、明日真似できる技術、それから仕事につながる、我々の儲けにつながる、実践できる、そういったものを学びたいなというふうに、本当に身近なことに落としつけていけるようなことを学びたいなというふうに思っています。極力、そういう講師を選ぶようにしているんですけれども、それでも、かなり著名な方にたくさん来ていただいています。講師をお願いすると、必ず講師の方のところに押しかけていくんですね。で、その方が、例えば建築家であれば、その方のやった建物を無理やり見せてもらったり、または、研究者であれば、研究室まで押しかけて行って、その人の研究室の様子を見させてもらったりと、ちょっとずかずかと踏み入れていくんですが、大抵受け入れてくださる方がほとんどですね。結構、友達というところとちょっとおこがましいですけど、なれるんですよね。そうすると、実際、講義に来ていただいたときに、向こうも2回目ですから、すごく講師の方々がフレンドリーにしてくださって、それからその後ずっと関係が続く講師の方も何人かいらっしゃいますし、いつでも連絡がとれるような感じになっておりますので、我々運営だけじゃなくて、塾生の方が困ったときに助けになったり、または講師の方と仕事になったりというケースもあります。そういったところで、非常にメリットを感じております。ただ、所詮年6回の講座ですので、職人を養成するとか、体系的に学ぶとか、そういったことは、やっぱり16年やってきて、本当に必要だなというふうにも実感として、最近感じてまいりました。それで、やはりそういったことが、これは私どもではなかなか難しいものですから、条例とかそういったもので、この機会に、いつも機会を狙っているんですけど、そういった取組をどこかで始められないかなというふうに思っております。

それから、もう1つ、地域ブランドですね。私ども、ここにちょっと書いたんですけど、大台町で、2005年頃に、宮川村で台風の災害、大きな山崩れが起こったりという災害がありました。それで、その当時は宮川村でしたけど、宮川村から依頼を受けまして、応急仮設住宅を木造で開発をして、宮川村の産業まつりだったか、そこで、その当時の村長が1日で完成させるということで、応急仮設住宅ですから、木造で簡単にぱぱっと建てて、そういったものを実際に建前をして、ご披露して、夕方には無事建ち上がって、村長が上から餅をまいたというようなケースがありました。その時には、私どもが、宮川スギの会というのを結成しまして、数人ですけど、宮川の木を

宮川スギと命名して、これを売っていこうよというみたいに、意気揚々としていたんですけど、なかなか売るのが難しいですよね。でも、宮川のスギ、宮川流域のスギというのは、ヒノキはもちろんありますが、非常に美杉にも負けないものが育っていると思います。なかなか出てこないというのがあると思うんですけど、需要があれば出てくると思います。そんなことで、本当にすごくひと頃、地域ブランドをつくらうよみたいなのが流行ったんですけどね、木でも。あまり広がりや結構あるのかもわかりませんが、その小さな地域の小さなところで言っているだけのような気がします。その点、三重ブランドは結構強いかなと思います。三重テラスでいけば、尾鷲ヒノキも三重ブランドってやっていますが、尾鷲ヒノキは昔から関東圏は強いと思いますけど、同じように出していくと。尾鷲ヒノキは有名ですけど、三重県が林業県だということは、あんまり有名じゃないんじゃないかなという気がします。三重県は林業県だということを関東の人に知ってもらおうと、はね返ってきて、伊勢の人も「伊勢もそうだよ」みたいになって、伊勢にも木の建物が建つという効果があるんじゃないかなというふうに思っていますので、多角的にそういういろんな取組をしながら、ブランドを高めていくということが大事かなというふうに思います。

今井委員

時間がないので1点だけにしますが、本当にいろいろと課題について、今後こういうことをやっていけば木材利用促進が広がっていくよね、ということを書いていたいて、ありがとうございます。それで、例えば、こういう萩原さん達がこういうことをお考えいただいて、建築士会も後援して作ってやっていただいている塾も含めて、皆さんのこういう声をしっかり届ける、半公的な場所というのはあるんでしょうか。というのが、こちらの木造塾の運営委員会の中で、設計、施工、大工、製材、林業からなる17名で構成というところで、当然ここに書いていただいた課題を克服していけば使っていただける、その課題の克服のためには、製材、また、出す側、先ほどの森林組合さんも含めて、そういった方々としっかりと木材利用促進のために、技術的に、また価格的に、グレード的にどうなんだというような、そういう協議の場があるのかどうかというのを聞かさせてもらいたいです。それで、県にもそれがいいのか、県に届ける手段というのがあるのかということも、そこだけちょっと教えてもらいたいです。

萩原代表取締役

ほとんどないかと思います。例えば、県とか、木材協同組合連合会ですとかの会議に出させていただいたりとか、あとは協力させていただいたという機会はちょこちょこいただいているんですね。ただ、それ以上の広がりというのはあまり感じないです。それで、我々も一枚岩というわけじゃないんで、運営委員はそれぞれの地域におりますので、それぞれの地域で、それぞれの立場でできることを頑張っているということにはしているんですけど、それ以上のことはなかなかやっぱり個人ですし、それから小

さな業者が多いんですよ、私達は。なので、あまりそういう意味では、政治力をつけておりませんし、政治家を動かすような力も持っておりません。

1つの事例なんですけど、10年以上前だと思うんですが、高知県なんかは結構、高知県も林業県ですから当然なんだと思うんですけども、当時の橋本知事と、あと高知県の建築設計の関係者が、派閥じゃないんですけど、「土佐派」というものを作って、実力のある建築家がたくさん入っていらっしゃるんです。それで、高知の木で作る。それから地元の技術で作る。それから、あちらは漆喰^{しっくい}なんかも土佐漆喰^{じっくい}が有名ですので、土佐漆喰^{じっくい}で作るとか、土佐和紙で作るとか、そういう取組を始めて、その時に、確か高知放送だったかちょっと忘れちゃったけど、テレビ局も一緒に取り組んで、それだけそういう人達を巻き込む実力のある方がいらっしゃったんだと思いますが、橋本知事も非常に積極的で、それで高知県はかなり売ったんですね。その当時、土佐派の人達で、県営なのかちょっとわかりませんが、住宅団地を造って、産直じゃなくて、かっこいい土佐の木の、そういったものの団地を造ってアピールをしたり、公共建築もいろいろ造られたんですね。それからあと、商店街のアーケードがありますね。高知市で一番大きなアーケードの長さが、私も行きましたけれども、ちょっと大分前なので忘れちゃったけど、100m、200mほど、もっとあるんですね。天井もすごく高くて。なんとそのアーケードは木造なんですね。すごく防火上は厳しいところなんですけど、それを何とか認定を取って、非常にハードルは高かったということなんですけど、素晴らしいアーケードができておりました。すごく取組がされております。県民とか市民も、すごくそれを意識しているんじゃないかなというふうに想像しています。あと静岡も結構頑張っているんですね。あと、秋田県なんかもすごく頑張っています。公共建築をかなりやっています。そういったところが、少ないんですけど、あります。

三重県も、やっぱり我々だけでは、もう全然力が足りないものですから、県議会議員の皆さんにも協力をいただきながら、盛り上げていかないといかんかなというふうに思っております。

今井委員

ありがとうございます。本当にそのために、また今後、条例検討会のほうでも、行政として、また我々県議会として、取り組めることをしっかりやっていきたいと思うんですけど、先ほど質問させてもらったそのお話を聞いて、私的には、川上から川下までそれぞれの立場で皆さんご尽力いただいて、どうやったら木材利用促進をできるか、木材に関わる方々の儲^{もう}かる林業にできるかというのを考えてもらっていると思うんですけど、一体となって、それぞれの立場で相手を理解し合いながら、木材の利用促進をしてもらうためのそういう場が、半公的な場があるのかなというふうに思いました。

もう時間がないので最後に、この「みえ木造塾」の2018年からの取組の中に、「三重県中大規模木造建築推進連絡協議会」協力」とあるんですが、これはどういう団体ですか。

萩原代表取締役

これは、三重県の農林水産部の森林・林業経営課に音頭を取っていただいて、公共建築物の木造化を推進するというような法律が随分前にできましたが、全国的なことなんですけど、その取組が全然進んでいないということで、今回もその一環かとは思いますが、中大規模の建築物を設計できる設計者を養成しようということで、去年と一昨年、一昨年から県のほうが主導して、そういう協議会ができて、私ども「みえ木造塾」も協議会に入れていただいて、あと、建築団体として建築士会とか建築士事務所協会ですとか、そういったところも入っています。協議会といっても、年に1回か2回しか、実際には開かれていないんですけど、私もそこへ招いていただいて、この取組に関しての意見を言わせていただいたりしていますが、実際には講座です。中大規模建築物ができる設計士養成の講座として、木構造の構造化ですとか、防火のことですとか、それから耐久性ですとか。三重大の先生も入っております。三重大は残念ながら、建築じゃなくて生物資源なんですけど、そういう先生にも入っていただいてやっておりまして、去年と一昨年で、私も受けたんですけど、11名ずつの建築士が中大規模建築ができる建築士として三重県に登録をしていただいて、ホームページで名前が公表されていると、そんな取組を県がやっていただいています。

中森委員

最後にまとめていただいております、この「三重県産材利用促進条例（仮称）に期待すること」ということで、○でこうやって記載されているのが全てかなというふうに理解しております、これに関することについてはもう質問しませんけれども、ここでもう1つここでちょっと触れていないのは、木材の使用量については、床面積当たりの立米数だとか、そのようなことまで、やはり条例で積極的に取り組んでいくほうがいいのか、そこはふわっとしておくのがいいのか。その辺が、条例では指針にしておいて、どこかのところで担保するようなことにしたほうがいいのか。国のほうはほとんど規制なんですね。建築基準法も、都計法も、省エネ法も、品格法も、全部規制なんですよ。これはこういうふうにしましょうという、もう厳しい規制で、消防法も全部そうなんです。しかし、県の条例だけは、推進条例にして、その間でどこまでいけるか、三重県産材を使ってこんな建物もできるのかというところの、生き延びて法律の網の中でできるようにするところの条例にしたいなというふうに思っております、木材使用量に対する数値目標まで考えたほうがいいのか、それだけちょっとコメントをいただけたらと思います。

萩原代表取締役

住宅において、かつて補助金制度があった頃、1軒につき30万円いただけたんですけども、10年ぐらい前までですね。その時に、県産材をこれだけ使ったら、補助金が出ますよ、というような基準づくりに関わらせていただいたんです。ちょっとう

る覚えですけど、その際は、そういう立米数というのをうたって、1軒当たり12立米とか何かそういう基準がありました。それで、県条例で、これは譲与税の関係もあるんですかね。この条例というのは、譲与税を裏で補完するという役割があるんですか。ちょっとこの条例の位置付けというのは、私、把握していないんですけども、森林環境譲与税で市町がこれを使うということになった時に、やっぱり市町でも何をやっていいのとか、いろいろあると思うんですけど、実際、最終的に使われなければ意味がないと思うんですね。その際には、やっぱりどれだけ使ったらいいのかということになってきますので、それは立米がいいのか、どういう基準がいいのかわかりませんが、絶対これだけは使わなければいかんというふうに言っていたら、確実に使われて良いとは思いますが、そこまでできなくても、目安でも示していただけたほうがいいのかと思います。

中森委員

はい。そういうことで、そういう目安も必要かなというのを感じました。そうしないと、推進ができないんですね。規制というのは簡単で、してはいけないということですから。推進しようと思ったら、何をやるねんということになってくると、やっぱり何らかの、補助金だけではないと思いますけれども、そういった推進的なものが何かあったら、この条例が生かされるというか、活用できるんじゃないかと、このように思いましたので、ありがとうございました。

田中座長

ありがとうございました。

これをもちまして、株式会社萩原建設萩原代表取締役からの意見聴取を終了いたします。萩原代表取締役、ありがとうございました。いただいたご意見は、今後の検討会の議論に生かしてまいりたいと思います。

なお午後からは、本検討会で制定を目指す条例の方向性について、委員の皆様で協議をお願いしたいと考えておりますが、今後の検討会における調査や協議の中で、委員から農林水産部に事実確認を求めたい事項等が生じた場合に備え、本日午後も含め今後は常時、農林水産部職員の出席を求めていますどうかと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異議なしということでございます。それでは、本日午後も含め今後の検討会においては、常時、農林水産部職員の職員に出席を求めるとしたいと思います。なお、農林水産部職員は、委員の求めがあった場合のみ発言を許可することといたします。

これで、暫時休憩をさせていただきます。再開は、13時15分からとしたいと思いますので、よろしくお願いたします。お疲れ様でした。

(休 憩)

田中座長

それでは、休憩前に引き続き、検討会を再開いたします。午前中にお諮りいたしましたとおり、農林水産部職員に出席を求めていますので、ご了承願います。

まず、前回の第4回検討会で委員から求めのあった資料について事務局から説明を聴取した後、本検討会で制定を目指す条例の方向性について、委員の皆様で協議をお願いしたいと考えております。

それではまず、前回の第4回検討会で委員から求めのあった資料について、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、私のほうからの資料1に基づきまして、前回お求めのございました件に関しまして、ご説明をさせていただきます。

前回お求めいただきましたのは、公立学校における木材利用状況調査、前回、調査票をお示ししましたけれども、その結果についてでございます。それとあと、県としての県有施設における県産材の使用に関する取組の状況、それとあと、「三重の木」認証制度に関することということで、3点お求めをいただきましたので、資料を作らせていただいております。

資料1の1ページをご覧いただきたいと思います。これは、教育委員会さんのほうのご協力をいただいて作らせてもらった資料でございます。前回お示ししました公立学校施設における木材利用状況調査の関係で、過去、平成26年度から平成30年度までの5年間につきまして、三重県の実績をまとめたものでございます。各年度ごとで、全実施面積と、木材使用量について全体と国産材使用量という形で、5年分をまとめさせていただいております。縦に見ていただきますと、設置者名として津市からずっとございますけれども、これはあくまでもその年度、年度に、そういう校舎でありますとかの新築ですとか、改築、増築、改修があったものについて実績をまとめたものでございますもので、ここにはないからといって、そういう取組がされていないという意味ではございませんので、その点をご了承いただきたいと思います。

それで、見方としましては、新築とかの場合ですと、全実施面積というのが出てくるんですけども、改修とかの場合ですと、全実施面積は出てきませんでして、全木材使用量と国産材使用量がここに出てくるというふうな作りになっております。

それで、中身としてはご覧いただいたとおりでございますけれども、例えば、26年度でいきますと、津市さんのほうでは、改修がございまして、木材使用量は25.9が全体で、このうち国産材が0というふうな形で実績としては上がっているというふうな状況でございます。

それでは続きまして、おめくりいただきまして、3ページの方をご覧いただきたいと思います。3ページ以降は、農林水産部さんのご協力を得て資料を作っております。

す。

3 ページが、県産材の使用に関する県としての取組の状況でございます。5 ページが、県産材利用推進本部の設置要綱です。それから、めくっていただきまして、9 ページ、最後のページになりますけれども、これが「三重の木」認証材に関する事業の変遷というふうなところでございます。詳細につきましては、また後ほど、農林水産部さんのほうから補足説明をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

田中座長

はい、ありがとうございます。

続いて、農林水産部から補足説明をお願いいたします。

横澤課長

そうしましたら、3 ページ以降の資料ですね。3 ページについては、見ていただいたとおりということでございますが、県産材利用推進本部というのが県にございまして、毎年度、県で設置しました県有施設における県産材の使用量というのを拾っておりますので、そちらの資料をまとめたということでございます。ただ、設置数自体が少ないというのがございますので、たまたま大きな建物があれば木材使用量が増えますし、そうでない時は減るということで、あまり傾向を見ていただくのにはお使いになれないと思います。ただ、こういったことをやってきておりますという数字でございます。

それから、三重県県産材利用推進本部の設置要綱については、適宜ご覧いただければと思いますけれども、7 ページの別表 1 ということで、本部構成員として、本部長を副知事としまして、副本部長の農林水産部長以下、関係部局の部長級が本部員として入っていると。で、1 枚めくっていただきまして、8 ページになりますけど、幹事会ということで、幹事長を農林水産部の森林・林業担当の次長、以下、私が副幹事長でございまして、ほか関係部局の課長が幹事という体制であります。

9 ページ、10 ページ以降ですけれども、こちらは「三重の木」認証材に関する事業というのをまとめたものでございます。平成 17 年度としておりますのは、前回お求めいただきましたときに、森林づくり条例でこの認証材に関する規定が入っているということを受けてこれまでどういうことをしてきたのかという宿題でしたので、平成 17 年度以降ということでしております。若干印刷の関係で薄くなっておりますけれども、網掛けをしておりますところが、個人住宅に対する直接補助を行ったものということになります。平成 17 年度から平成 20 年度までは毎年実施しておりましたが、平成 21 年度以降は、平成 23 年度と平成 27 年度のみやっているという状況です。

説明としては、以上でございます。

田中座長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して、委員の皆様方から質問があれば、お願いをいたします。

杉本委員

「三重の木」認証材に関することなんですけれども、これは、20年度で個人住宅向けのものが終わったのはなぜかということと、それから、23年度と27年度に、また単年度で、個人住宅向けの補助金の交付があるというのはなぜでしょうか。

横澤課長

まず、20年度までで一旦止めているというのが、当時の資料を見返してみただけなんですけれども、1つの理由としては、これは住宅に対する直接補助ということでやっておりまして、当時、個人の財産形成に直接補助するというような補助金はいかがなものかという議論が大変強かったというふうに聞いております。それで、平成20年度までに一旦やめましょうということになっております。あと、あまり書き物としては残っていないんですけれども、当時言われていたのが、この30万円を配るということなんですけど、もともと住宅を建てていた人に対して配るというような形になってしまっていて、この30万円があるから家を建てようとか、30万円があるから県産材で建てようというところの消費喚起効果がいまいちはっきりしなかったというのも、継続できなかった理由というふうに考えております。

あと、その後、まず27年度に復活をしたのが、これは国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで、国のほうでそういった予算がちょうどあったものですから、緊急的に用意されたということで、こちらを使って単発でということになっています。平成27年度は、ちょうど消費税が上がった時ということで、経済対策として国のほうでそういうメニューがあったので、これを利用したといった形です。もう1個が、23年度ですね。こちら、リーマンショック後の経済対策の文脈の中で、国のほうで該当する予算があったという背景もありまして、それを使ったということです。なので、純粋に住宅における県産材の利用喚起というよりは、経済対策という意味合いで臨時的に措置されたということになっております。

杉本委員

ありがとうございます。ということは、個人の財産形成に対する補助はいかがなものかという考え方は今も生きているということですね。

横澤課長

仮にもう1度復活ということであれば、当然そういう批判というか、そういう意見が出てくるということはあるかと思えます。

今井委員

県産材利用推進本部のことでちょっと聞かせてもらいたいんですが、5ページですけども、ここに「所掌事務」ということを第2条で書いてもらってありまして、例えば、公共建築物等のことを中心でやってもらってるんですけど、ここの所掌事務で、(4)で「市町や民間事業者が整備する云々」、(5)で「県民に対する木材利用の普及啓発」、(6)で「公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給確保に関する事」、こういったことをこの推進本部として所掌してもらっているんですけども、ここから実際に事業ということになると農林水産部さんの所管になるかと思うんですけども、ここで具体的にどういうことを、特に「県民に対する木材利用の普及啓発」とかですね。僕がちょっとわからないのは、(6)の「公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給確保」ということは、木材の生産者、製材者、そして流通のところまで全部を、この推進本部で所掌してもらっているという考え方でいいんですかね。

横澤課長

はい。所掌事務上は、委員がおっしゃっていただいたとおり、(1)から(6)までということになっております。ただ、今までの活動実態としましては、やはり(3)の「県が整備する公共建築物に係る木材の利用推進に関する事」、ここまでの前年度実績を確認するという形でやってきているのが精一杯なところかなというところですね。あとは、市町に対しても、同じようにこの木材利用実績を聞くという形で、なるべく使ってくださいということをお願いしているということですね。あとは、利用促進に関して申し上げますとすれば、第2回の検討会の時に「県産材利用事例集」という冊子をお配りしたと思うんですけど、そちらを各市町の教育委員会とかにお配りをして、こんな事例もあるので使ってくださいね、というお願いをするということですね。他部局の取組ということで申し上げますと、前回の資料の最後のほうにお付けして、西場先生から若干おしかりも受けましたけれども、他部局ではその所管する民間団体にあまり働きかけはしていないというような状況が現状ということなので、最初に戻りますけれども、(4)以降の取組は今弱いかなというふうに思っています。(4)以降の取組に関しては、まだ推進本部としては十分やりきれていないというのが、正直なところですね。

今井委員

逆に、(4)以降は、そもそもここが今後もやり続けるのか。農林水産部さんのほうで、何らかの形で、木材の利用促進ということについては引き継いでやるような体制ができていいのか、今後作るのか。やっぱりあくまでもここの所掌事務ということで、これだけの方々が名を連ねてもらっていて、メンバーがメンバーですので、ここでもどこまで木材利用促進の啓発だけなのか、先ほど言った(6)のところで、実際の木材の適切な供給確保のところまで、この皆さんが話し合ってくれるのか。その辺が

僕の中でちょっと曖昧なんです。それで、何が言いたいかというと、僕的には、先ほどもちょっと意見聴取の中でも言わせてもらったんですけど、何らかの形で木材利用促進の具体的な方向性、事業を考えていくような協議体みたいなものが必要じゃないかなというふうに思う中で、ここの所掌事務にこういったことも入ってきていますので、どこがどのように責任を持ってこのことに取り組んでいくのかというのが、農林水産部さんなのか、この県産材利用推進本部、今公共建築物等に限られている部分もあるかもわかりませんが、そこが今後もやっていくのか、その辺のところはちょっと私自身もわからないので、今回の条例検討に当たって、条例の中身がどうなるかは今後ですけども、先ほどの話でも具体的な課題等を教えてもらってもそれをなかなか言う場所がないとか、みんなと話し合う、協議する場所がないような形でしたので、そういったことも今後考えていけないのかなという中で、ちょっと今回、このことを聞かさせてもらっているんですけども。何かあれば。

横澤課長

そうですね。(6)を県産材利用推進本部でどこまでできるかという話になりますと、正直なところ、この本部構成員であまり具体的な話をするのは難しいのかなというのは率直な思いではあります。むしろ(5)のところまでの、県民に対する木材利用の普及啓発なんかを、他の部局も含めてより強化できるような会議体にするというのは、1つの方向かなと思います。

今井委員

また是非、後日で結構なので、農林水産部の中でどういった実際の施工者であるとか、建築士さんとかとの協議体を持っているのかというのがあれば、それを教えてもらいたいと思います。というのが、2月10日のこの条例検討会でいただいた資料の中で、23ページのところに「中大規模建築物での木造・木質化を提案できる建築士を育成」ということが書いてもらってあるんですね。先ほど来ていただいた萩原さんの話の中で、2018年から三重県中大規模木造建築推進連絡協議会に協力しているということで、両方の話を聞いていると、県の建築士を育成をするというこの事業は、この連絡協議会の事業であるというふうに思うんですね。ですので、三重県として、木材利用促進のための、人材の育成であったり、アカデミーもその一環かもわかりませんが、そういうどういった民間の方々に入ってもらって、利用促進のための、そういったみんなで知恵を出し合う場を持っているのかというのを、あるのであれば、ちょっとまた今後、それを教えてもらいたいなというふうに思います。先ほど申し上げたように、何らかの形で具体的に、川上から川下の方々が、やっぱりそれぞれの立場がありますので、使う側はこういう木を使って作ってください、出す側はなかなかできないとか、その辺の具体的なそういった議論の場というのが必要な気がしますので、そういう点でちょっと聞かさせてもらいました。また今後でいいので、そういう協議体の状況を教えてもらいたいと思います。

西場委員

この利用推進本部のことですが、前回申し上げましたように、前回の報告では、各部署から具体的対応についての報告が少なく、物足らなく不満を覚えたのですが、全庁挙げてこのような推進本部を作ったことの目的を、もっと各部署が意識してもらわねばならなかったという思いを強くしています。これは今後の大きな課題といえますか、これから我々が作る条例の内容にも関係いたしますが、県として、この利用推進本部で改めてしっかり対応していくことを求めるきっかけにしていきたいと思えます。これができたのは、おそらく公共建築物等木材利用促進法という法律を国が作ったのを契機にして、各県、市町がそれぞれ利用推進方針を決めて取り組み始めた時に出発したと思えますが、この公共建築物に対する内容が重点化されて、それ以外の建築物も含めた対応が軽んじられてきているのではないかと思えます。農林水産部や県土整備部の公共事業においても、県産材を使う仕様を設計の中に入れていくことを誘うようなどころまでこの推進本部が介入していればもっと違った効果が出て、それが、県産材の活用や利用に大きくつながっていったと思えます。財政の問題とか、コスト面の問題があって、現実的対応の難しい面もあるとは思いますが、この度の条例制定を契機にして、その内容をしっかり踏み込んでもらうよう、改めてお願いさせてもらいたいと思えます。

それと、杉本議員が言っていた30万円の個別助成の件ですけれども、先ほど課長が言われましたように、確かに個人補助というのは、補助の出し方としてはあまり好ましくないという県や当時の知事の考え方が強く出されて、やむなくこういうことになったと理解しています。全国的には、秋田県に象徴されるように、もっと大きな額をずっと早くから、そして現在もずっと続けていて、地元産で作った住宅に対して何十万円も公費を使っているようです。このような住宅助成について、少し思い切った言い方をすれば、大きな消費拡大につながり、それに関係する消費税で、当然県に対して県税としても返ってくるという内容でもありませんだけに、価値観を切り換えて、個人住宅の補助を再現してゆくぐらいの意気込みで検討していただければ、県産材を使った住宅がもっと見直されて、普及してゆくように思っております。この点についても、この条例制定を契機にして考えてもらいたいなと思いました。関連して何かありましたらお願いします。

横澤課長

木造住宅というか、個人住宅そのものに対して補助をするということが、PRの手法としていいのかどうかというのもあろうかと思えます。あるいは、例えば、今、非住宅のほうをどんどん広げていかなきゃいけないというところで、展示効果の高いようなところに対して、何らかの補助をするとかですね。そういったことは、仕組みとしては、多少はその住宅のほうよりは筋がいいのかなという気はしておりますが、いずれにしても、ちょっとこれからの議論というふうに考えております。

中森委員

関連しますけれども、そもそも住宅なんかは住宅金融公庫というのがありまして、これも公が手を入れて、積極的にお金を使って、住宅を建築するということが今までからずっとあったわけです。さらには、県民の安全のためには、積極的に個人の財産とはいえ、耐震補強、耐震診断についても一定の税を投じていこうという姿勢もあるわけです。さらには、介護用の設備が要るとか、住宅を改修することによって若者が定住するとか、介護用の独居老人に対するそういうようなサービスなど、個人の財産に対する補助というのは、政策によっては、福祉であれ、環境問題であれ、木材振興であれ、場合によっては理解してもらえないではないかなと。1年だけ見ればなかなか難しいところがありますけれども、そういう意味では、ちょっと申し上げておかななくてはいけないなど。それを必ずしもとは言いませんけれども、おっしゃるように、民間のところについても、確かに木材利用の波及効果が大きいから、住宅建設に限らずというか、こだわらずというのか、それに対して県産材利用促進に対する仕組みを作っていくことは、これから求められるんじゃないかというのは、執行部の言うことも十分理解できるところであります。今回、条例を作るについては、何らかのインセンティブなり、推進のための条例にするためには、本来、先ほどの午前中の話でもあったんですけれども、建築基準法や品確法、それから省エネ法やら、たくさんの法律がありまして、これはすべからず規制なんですね。自由にできないんですよ。だから、その中で何とか県産材を利用しながら、住宅を含むいろんな木造建物、木材利用をするための建築物を作ろうという姿勢が、今、森林環境譲与税や住宅関連法で仕組みができてきつつあって、県においても既に三重県の公共建築物等の木材利用促進が図られてきたということになって、推進本部もできたということなんですけれども、実際、推進が図られていないという数値の報告があったわけですね。残念ながら、この利用推進本部については、西場先生がおっしゃるとおり、やっぱりそれが現実として物足りないということは私も同感でございます。

よって、今回条例を作る中で、今、国で定めた法律に基づく利用方針を今回の条例の中の利用方針に位置付けをして、公共建築物のみならず、民間の住宅、民間の建築物にも広げていくような方針にして、この条例が一気にいくような、今ある利用方針が現実に役立つような、活用できるような利用方針に変えていったほうがいいんじゃないかなと。そしてまた、この推進本部も、条例に定める本部として位置付けを改めてして、県を挙げて、また市町でもしっかりと取り組んでいくような、県全体の取組にしていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

横澤課長

今の段階で、条例の中身について、どこまで私のほうからコメントするのが適当なのかということですが、推進本部なり、おっしゃっていただいた利用方針について、せっかくこういう条例を作るのであれば、それを機に、一定これまでやって

きたけど、ここでもう1回盛り上げるという意味では、何らか位置付けていただくというのは、ありがたいことかなというふうには思います。

中森委員

今後の話ですので、今ちょっと参考に聞いただけでして、それはまた委員間討議で進めていくとして、実際この今のお話だとなかなか一気にいっていないというのは現実でございますので、そこはやっぱり今回の条例でやっていかなきゃいけないというのを、これは感想でございますので、質問ではありませんので、また委員間討議をしたいなと思っています。

杉本委員

今の提出された資料のことじゃないんですけども、いいですかね。

田中座長

はい、どうぞ。

杉本委員

森林環境譲与税のことなんですけれども、森林環境譲与税と、みえ森と緑の県民税との整理をされて、地域材を利用した公共建築物等の木造・木質化の促進については、森林環境譲与税ですというふうに整理をしていただいて、1年経ったんですね。それで、この譲与税を使って、地域材を利用した公共建築物等の木造・木質化というのは、この1年間でどれぐらい進んだでしょうか。

横澤課長

ちょっとまだ現時点では、各市町の決算が終わっていないということで、具体的な数字としては上がっておりませんが、例えば、尾鷲市さんが、市庁舎の木質化をするのに一部使うということで、今年使うのか、来年まで待つのか、記憶が定かではないですけど、そういうところに使っていただくとか、いくつか話としては伺っているというところでございます。

杉本委員

今後ですけど、山や森林が少ない市町もありますよね。そういったところで、この森林環境譲与税を使って、この辺りの促進が進む可能性ということについては、どうですかね。

横澤課長

可能性というか、森林のない市町につきましては、木材利用という形で、地域材、県産材なり、国産材なりを使っていただいて、国内の森林整備のほうにお金が少しで

も回っていくような取組をしていただくということが必要かと思えます。木材を買ってそれで建物を建てるということによる直接的に森林整備に回るという効果もありますし、もっと言いますと、町中で木造・木質化の空間が増えることによって、消費者の気持ち、行動も変わってくるという効果も十分期待されますので、都市部については、積極的にそういった取組をしていっていただきたいというふうに思っております。

杉本委員

そうすると、今、県産材の促進の条例を作ろうとしている時に、この森林環境譲与税との関係とか、みえ森と緑の県民税との関係というのは、密接な関係にあるというふうに捉えていいですかね。

横澤課長

条例自体にどこまで関連付けるかは別として、こういった税の仕組みが生まれてきているというのは、1つの背景として、社会の変革の1つの表れということで、頭に置いていただくというのは必要なのではないかというふうに思います。

杉本委員

私もその辺がちょっとわからないものですから、条例はどの範囲までできるのかというのがわからないので、今後、勉強させてもらわないとあかんなと思います。以上です。

中瀬委員

9ページ目の「三重の木」認証材のことですが、これは当初は、県内で三重県の木を使って、1戸当たりの補助を出してやっていくということが、途中から、東京であるとかそういうところで見学会をしたり、販促をしていくということで、県内で当初は利用していこうということが、県外へ県産材を持っていくということに変わっていくというんですか、そういうところはどういうことなんでしょうかね。

横澤課長

必ずしも首都圏とか県外だけをターゲットにしているということではなくて、一番近いところで令和元年度の「三重の木」等県産材PRイベントの開催のところですけど、この7回については県内で行っていますということです。首都圏での展示会の開催の2回はもちろん首都圏ですけど、あとの研修会についても県内でやっているということで、県内の需要に対して全く何もしていないというよりは、県内の需要に加えて、首都圏にも売り込みをかけるようになってきているというふうに捉えていただければいいかなと思います。

中瀬委員

そうすると、当初から県内だけの使用とかということに限らずに、初めから、県外も含めてのことも考えていて、このことがあったという理解でよろしいんでしょうかね。

横澤課長

例えば、住宅補助のことを念頭に置かれたような質問だったと思うんですけども、県外で住宅を建てる人に対して補助をするというのはなかなか制度としては難しいので、住宅補助ということであれば、県内ということになるろうかと思えます。県外のほうも、もちろん全く考えてなかったわけではないんですけど、県内のほうを当時は優先してやっていたと。それで、県内のほうもだんだん需要が、建築の着工戸数が減ってくるので、県外の、例えば首都圏とかにも打って出ようというふうに変化が来てきているということだと思います。

山本（里）委員

1 ページの「公立学校施設における木材利用状況調査」というのをずっと細かくしてもらったものを見せていただいて、これは、木材使用とそのうちの国産材ということで、県産材に特化してはなかなか一覧は難しいということになってきているというふうに伺っているんですが、これを見ていったら、例えば 26 年度に、これは新設の場合と改築の場合と改修の場合では、規模も大きく違ひ、使える部分も限定されてくるんですが、割合としては国産材を 100%使っているというところが、改築であったり、改修であったりで、たくさん出てきております。そして 28 年度も、半分ぐらいそういうふうな方針でしているということを見たときに、何かこれは市町で意識的に、どこにでも使うといいなという思いは全体的にあると思うんですけど、方針を立てて、絶対にその学校ではということ、三重県が公立学校なんかの施設を作るときにはどうかと言っているわけですけど、この市町のほうで、そういう特別な方針を持ってやっているところというのはあるんですか。これは、毎年、毎年そんなにたくさん改修や新設があるわけではないので、年度ですっと見るわけにはいかないんですが、特にそういうことに力を入れて、何かの方針でやっているということはありますかというのが1つと、県産材については特にデータは出ないけれども、県産材を特にメインでということ、この中でそういうモデルがいくつかあるんだったら教えてほしいです。

袖岡政策法務監

まず、市町としてそういう県産材なり、木材を使っていく方針があるかということにつきましては、また教育委員会とかのほうにちょっと調査をさせていただいて、あるかないか、どんな形になっているのかにつきまして、資料とかがあるようでしたら、またお渡ししたいと思います。それから、その中で県産材に特化してというふうなと

ころについても、併せて調査させていただきたいと思います。

山本（里）委員

幼稚園なんかで、特に国産材を使ってとか、県産材を使ってとか、地元などではしているところがあるとは聞くんですけど、大体どれぐらいのレベルなのかというのがちょっとわからなかったのので、市町の取組がそうやってあるということは、それはやっぱり県としても同じようにできるということだと思っし、応援もしないとあかんということで、この条例にも関わってくると思うんですね。今、現状をちょっと知りたくてお伺いをいたしましたので、わかる範囲でまた後日教えてください。

袖岡政策法務監

はい、また調査させていただきます。

中瀬委員

三重県県産材利用推進本部の開催については、今までどれぐらいあったんでしょうかね。

横澤課長

本部につきましては、例年、年1回ということになっております。幹事会1回、本部会1回ということで、前年度の振り返りをするということをしております。

田中座長

よろしいですか。他になれば、次に、本検討会で制定を目指す「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性について、協議を願います。

前回の第4回検討会で、条例の方向性に関する4つの論点について整理させていただきました。第1に「条例制定の目的をどう考えるか」、第2に「条例の対象をどう考えるか」、第3に「どのような種類の条例を目指すか」、第4に「三重の森林づくり条例」との関係性をどう整理するか」という論点です。

資料2として、各論点等についての委員の皆様の見解を記入いただく意見シートを用意しております。後日、提出いただきたいと思いますと考えております。なお、提出期限等については、後刻協議をお願いしたいと考えております。

本日は、委員の皆様にご記入いただく前提として、各論点だけにこだわらず、フリートークのような形で、幅広くお考えを深めていただくような議論をお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様方から、各論点についてのご意見、あるいは意見シートの最後の「5」にありますように、条例制定の前提として県産材を巡る現状等について課題と考えていることや、条例制定の効果として期待することなどのご意見をよろしく申し上げます。また、論点について検討する前提として、事実確認等をする必要があ

れば、議会事務局又は農林水産部に発言を求めていただければと思います。

それでは、どこからでもよろしいので、よろしくお願いいたします。

西場委員

今回、このような条例を作るということになって、この検討会に参加していただいた方は、皆さんそれぞれの思いがあると思います。私は、私なりに関心を持っておりまして、自分としてのイメージがあります。しかしながら、当然、私だけの視野や考え方だけではなしに、多くの皆さん方のご意見を聞かせてもらって、最終的に良いものを作っていただければと思います。それで、座長のほうから出していただいたこの意見シートは、4点ばかりありますが、核心を突いた設問になっておりまして、この内容が固まれば条例そのものが決まってくるような思いでございます。現時点での自分の思いをごく簡単に申し上げます。

この条例を通じて、木材を利用することの意義や効果について、県民の人に理解をしてもらおう。その理解のもとに木を使うという行動が出てきて、木を使うことを大事にすることが当たり前になるような、そんな社会を目指したいという思いがあります。先ほど伊勢で建築業をやってみえる萩原さんがおっしゃられておりました事例ですが、伊勢神宮がある伊勢では、「伊勢は木の街」と言う標語といますか、言葉を打ち出して、言霊の効果によって一時大変盛り上がったというお話がございました。ただ一時盛り上がったが、その後時間が経てば、またそれが小さくなってしまったということでございます。私は、このお話を参考にして考えると、伊勢というところを三重県にして、「三重県は木の街」、また、「三重の木文化を目指す」という内容を条例の中に書き込むことが重要と考えます。標語としてのスローガンだけでは、日が経つにつれて効果は小さくなっていきますけれども、条例といういわゆる県の法律にしてしまえば、それを改正しない限りは続いていくこととなりまして、各種事業や各般にわたってこの効果が持続されることとなります。「三重の木文化」、また「ウッドファースト社会」をしっかりと位置付けるような条例にしてもらえればと思っています。

その木の効果ということについて、大きく3つあると思っています。1つは、個々の日常生活や暮らしの中で、木を身近に使うようにすれば、健康に良い、心が安らぐ、安全で心地良い等々の県民生活にとっての効果であると思います。もう1つは、この地域を木でいっぱいにして、そしてその関係する地域産業である林業や木材産業振興にもつなげていくことを、ローカルの観点で進めていただければと思います。3点目は、最近、知事の政策用語の中でSDGsという言葉が入ってきましたが、地球的な、世界的な視野でこれからの社会を考えていくのに、木の効能が大変重要であり、求められる社会になってきたと思いますので、温暖化対策も含めて、やっていただければ良いと思います。最近では、都市部でも、中高層住宅の中に、先ほど午前中もお話がありましたが、CLTのような大型の建築材が開発されまして、それが使われるようになってきました。最近の新聞、雑誌でも見ましたけれども、経済同友会という大きな経済団体が、これからの社会や企業の在り方についても、SDGsとか、またESG投資

ということで、環境に優しい企業としての価値を高めていく方向に、経済界全体が変化してきているとのことであります。鉄筋やコンクリートの建物が悪くはありませんが、戦後、それらに置き換えられてきたものを、今一度、木質の良さを見直そうという機運が上がってきています。こういった世界的な視野、そして、先ほど申し上げました地域的な観点、そしてまた個人の暮らし面のこと、このような多面的な木材利用の意義を総合的に進めていくための条例であればいいと思う。このような条例のイメージを持っています。

そういう中で、一番悩ましいのは、条例の対象の木をどの範囲にするかがなかなか難しいですね。私の率直な思いとしましては、木材全体を対象とする形が、県条例としては相応しいだろうと思います。ただ、県条例の中で外材も対象に含めていいのかどうかというような疑問や意見も出てこようかと思えます。また、先ほど伺った森林組合の観点からの話にもありましたように、三重県で育てられた木を活用していくことによって、山元にそのお金を返して、それが地域の活性化や地域産業の活性化につながることも重要であります。その中間的なところで、県内で加工された県内産材も視野に入れていくということも大事だろうと思っております。今日午前中の森林組合連合会からのご意見の言葉をお借りすれば、プライオリティ、優先順位をどのように位置付けをして条例づくりを進めてゆけるかが、これからの知恵の出どころになると思っております。これから議論をしっかりとさせてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

中森委員

西場先生の後で大変恐縮ですが、基本的に、西場先生の意見に賛成でございまして、まずそこを申し上げながら、私も建築を今までやってきたということもあります。それで、たびたび議会のほうでも質問させていただきました経緯もございまして、木材に対する思いは皆さんと同様、しっかりと持っている1人でございます。

山から見たら、A材、B材、C材ということで、需要と供給のバランスが崩れているというのは、もう皆さんご案内のとおりだと思っております。A材の利用が、今日のお話だとやはり、木を見せる建築物、柱梁とか廻り縁とか、木を見せる材料、いわゆる羽柄材というんですかね、そういう素材を生かす建築の利用が減ってきたと。これは気密性がなかったり、耐火防火上の問題が当時は言われておりましたので、なかなか厳しい状況があったので、大壁造りという、隠してしまうという時代になって、せっかくの良い素材が、わざわざ節のない木はいらないと、節があってもいいやないかと、集成材でもいいと、こうなってくると、やはり大工さんも力が入らないと。こうなってくると、なかなか高級な技術が必要でなくなってきたと。だから、カンナもいらなければ、ノミもいらないと。それから、昔は非常に巧妙な組み方があったんですけれども、今はプレカットという、先ほどありましたように、それで機械化されてやっちゃうので、ボルトや金物で締めたら緊結できる、固くなるということになっちゃったので、ホゾとかノミを使わなくなってきたというのが流れです。だから、そう

なってくると、カタログを見てやっちゃうというのは、当然、施主、設計者が、もう手早く材料が売っていますので、メーカーもそれでやっちゃうと。そうすると、技術がいないということで、ノコギリこそいりますけども、接着剤があればできるというような大壁造りが行われるようになってきたというのが流れでございまして、だから、A材の利用が減ってきたという現状です。だからといって、A材を増やすというような条例を作ったって、なかなか施主、設計者が共に一致団結しなければ、何ぼA材を使え、使えといっても無理な話ですので、そこはやはり、もともとそういうような機運を高めるような、木の良さ、木の温もり、木の温かみ、木は健康で良いですよとか、木は力が強くて燃えませんよというような、そういう認識を改めるような条例化にしてほしいなということを思っています。時あたかも法律が改正されて、公共建築物に木を使いましょうと。そのために、公共建築物の利用促進のいろんな法律ができて、三重県も方針ができて、体制もできているんだけど、進んでないという現実には、ここを見直さなくてはいけないというふうに思っています。そこで、更には、技術も発達して、CLTやら、中規模、大規模な木造建築物もできるという、こんな時代になってきたと。大都市でも、東京でも、木造をやっという機運になっているときに、やはり全国でも、木の三重県ということですね。やはり日本の中でも三重県がというぐらいの木の文化を高めていく必要があるんじゃないかと、このような意気込みで条例を作ったらどうかなと思うんです。

そこで、いろいろ目的がたくさんありますけれども、県産材でなければならないとやっちゃうと幅の狭い内輪の条例になってしまうので、やはりここは広い見方をしながら、その中でも県産材の利用の重要性はきちっとしておいて、重要性だけは担保しながらも木を使っという条例にしてはどうかなというふうに私は思っております。その中で、現在ある条例もそこをリンクしながら、活用しながらやっいたらいいかなというふうに思っています。

残念ながら、現在ある方針が現実のものになっていないということから、今現在、「みえ公共建築物等木材利用方針」というものがあるんですけども、これを今回の条例の方針に位置付けて、公共建築物以外にも増やしていこうというような方針にバージョンアップしていくというふうにすればいいんじゃないかなと。現在の推進本部も位置付けをして、今回の条例で改めてリニューアルして、また服も着替えてしっかりやると、このような体制の位置付けをしたらどうかなというふうに思っております。そうすることによって、一新して、これまでの過去のことを言わないで改めてやろうかと、こういうような意気込みをしていくと。そこにはたくさんの今日現場の意見を聞いたようなことについて、利用方針の中に細かい話は入れていったほうがいいんじゃないかと。私の言う利用の数値目標も方針の中へ入れたらいいと。条例には入れにくいけれども、位置付けだけしておいて、利用方針の中に具体的に進めていく内容を、今日の具体的なお話の中からピックアップしていったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

つまり、県産材の利用は重要性を十分強調しつつも、三重県全体で木材の利用を図

っていくことによって、いわゆる木の温かみ、西場先生がおっしゃるウッドファースト社会は三重県が一番の発祥の地と、三重県がウッドファースト社会の基本だと、このようなぐらいの勢いでやれば、必ず誇れるような、SDGsともリンクできるような、関連するような新たな条例として非常に価値が上がるんじゃないかと、このように思っていますので、そんな条例にしたいなということを思っております。以上です。

田中座長

はい、どうも熱い思いをありがとうございました。

ここで、会議再開から1時間が経過いたしましたので、暫時休憩をいたしたいと思っております。再開は14時25分からといたしたいと存じます。恐れ入りますが、新型コロナウイルスの対策として換気の徹底を行うため、皆様、一旦部屋を出ていただきますようお願いをいたします。

谷川委員

今から休憩をするんですけど、もう横澤課長はよろしいのではないのでしょうか。最後までいてもらったほうがいいんですか。もう質問は終わったので、戻っていただいたらよろしいのではないのでしょうか。

田中座長

常時ずっといていただくということで、お決めいただいたと思うんですけども。

西場委員

オブザーバー参加ですから、こちらが求めたときに農林水産部としての意見を言ってもらおうということで、常時いてもらうのが基本ではないですか。

田中座長

それでは、ずっといていただくということで。

それでは、休憩中も「3密」を避けるためのご配慮をお願いいたします。

(休 憩)

田中座長

休憩前に引き続き、検討会を再開いたします。

本検討会で制定を目指す条例の方向性について、ご意見等よろしく願います。

濱井委員

最初に、西場先生が言われましたSDGsとか、ウッドファースト社会、これは大事なことだと思います。そして、三重県をやっぱり木の文化の県にしていくかなければならないと私も思います。それで、やはり二酸化炭素削減もしっかりとこの条例の中に含んでもいいのかなと思います。大事なことかなと思いますので。それは今後、もう少し勉強していきたいと思います。それで、まだ県外調査も終わっていませんので、その調査をしっかりさせていただいて、もう少し勉強させていただいた上で、私の考え方も述べさせていただきたいと思います。やはり基本的な項目は必要ですけども、これに付随する、もう少し具体的なことをどういうふうに述べていくかというようなことも大事なことだと私は思います。そのことについては、今後の調査を待ちたいなと私は思っております。それから、この中には、やはり人材育成とか、あるいは県民に対する啓蒙といいますか、そういったことも必要でしょうし、あるいは森林環境教育とかそういった教育的な部分もあるのかなと思います。それにつきましても、今後もう少し勉強させていただいて、具体的なことを考えさせていただきたいなと、こんなふうに思っております。今のところは、それだけでございます。

田中座長

ありがとうございます。先ほど県外調査のお話が出ましたけれども、今ちょっと新型コロナウイルスの関係がございまして、後ほど皆さん方からご意見を頂戴したいと思っております。

中瀬委員

先ほどから、方向性とかそこら辺についてはお話を各自言われていて、結論めいた話も今されていると思うんですが、座長として結論めいたことも言うことを望んでいるのか、ちょっとその辺だけ教えていただけますか。

田中座長

それはもうそれぞれの委員さんのお考えだと思うわけですが、この場としては、まだ結論を出すには早いというふうに思っておりますので、そこまでは私は考えておりません。

中瀬委員

それでは、方向性的なことだけ少し申し上げますが、県内産材をいかに利用しているかということで、この条例制定をしていくということで、皆さんの考えをまとめていくと思うんです。先ほど、三重県は木材の生産地であって、他県に販売するとかいろんな方向性のことを言われておりますが、基本的にはそういうことをもし言われるのであれば、三重県産材販売促進条例とかいろんな方向性があると思うんです。あくまでも私にとっては、県産材を県内でなんと利用していくんやということの議論に持っていくべきだというふうに考えています。その中では、地産地消とか自給率

を上げるだとか、子供達に対する木育をどう進めていくんだという議論をもっとしたほうがいいと思いますし、濱井委員も言われたように、まだ県内の場所も見せていませんし、県外も見えていませんので、そういう順序を経て、いろんな意見をこれからまとめていけばというふうに考えています。以上です。

田中座長

ありがとうございます。県産材にとどまらずというお話も出ておりましたので、県内県外を含めて、今後また皆様方でご協議いただいて、決めていきたいというふうに思っております。貴重なご意見をありがとうございました。

今井委員

今後、今言っていたように、これから県内調査もちょっと延びましたし、県外調査等もしながら、もう一度今日も午前中お話を聞かせてもらって、いろいろちょっと自分の中でも頭がこんがらがってきているんです。ここでいう3つ目の、理念中心型条例にするのか、施策列举型条例にするのかという点で、最初に条例検討会に臨むときは施策列举型条例というのを思っていたんですけども、今となってきたら、今こんがらがっているというのはその辺で、僕は、理念中心型条例のほうにちょっと個人的に傾きつつあります。先日いただいたこの各県の条例では、秋田とか、石川、福井、岡山が理念中心型になっているんですけど、それらをちょっと読ませてもらって、具体的な施策に入るよりも理念中心型でやって、先ほど中森委員も言われましたけど、そこに県の今持ってもらっている方針を位置付けていくとか、木材利用促進計画なるものを作って、具体的にどういったことが必要なのかというのを書き込んでいくような形のほうがいいのかというふうに今は感じております。

その上で、一方で、森林の持つ公益的な様々な機能というのを考えたときに、今の三重県の森林の状態、スギやヒノキが植わっていて、ここをしっかりと整備していきながら、木材利用促進をすると。ここも僕は今ちょっと頭の中がこんがらがっているのは、そもそも混合林を増やしていくということが、健康な山を作っていく、鉄砲水を出さない山づくりになっていくということであれば、三重県全体の森林の在り方ですよ。今ある木を何とか皆さんに使っていただいて県産材を利用促進するというのと、その後、植え替えていくときにしっかりと県内の山をどのように再生産するのか、今後利用していくのかとか、そういったところまで、木材利用促進とは別で、森林の持つ多面的機能を更に発揮をしていく、健康な山づくりということになると、そういったことも考えないといけないのかなと。災害に強い森林づくりとかも含めてですけど、そういうことも考えないといけないのかなと思いますので、その辺りのことも考えて、また次回にもう1回自分の中で頭を整理して、意見を述べさせていただきたいと思います。

いずれにしても、条例の中で一番重きを置くのは、力を入れて県産材の利用促進に当然重点を置くわけでありましてけれども、谷川委員が言っていたように、やっ

ぱり三重県内の現況として、国産材を活用して様々な営業を営んでいただいているところもありますし、中瀬委員が午前中言ってもらいましたが、県産材だけでは現状として、1軒の家を建てるというのはなかなか難しいという現状もあるわけでありますので、当然グッと県産材の利用促進が中心なのは変わらないんですけども、国産材を含む、木を使ってもらおうということも、理念条例にして、そちらのほうも盛り込んでいくというのがいいんじゃないかなというふうに今現在は思っております。

杉本委員

先ほど今井さんから、理念中心型条例か、施策列举型条例かという話があって、どちらかというところはまた今後議論していきたいんですけども、実効性のある条例にしたいというか、ともすると理念条例でうたったけれども、何も進まないよというようなことにはしていきたくないなど。その後の計画であるとか、方針にどんな実効性のあるものが書かれていくかというか、そこがきちっと担保できるような条例にしていきたいなというふうに思います。委員の皆さん、大きな方向性はそんなに違いはないと思います。なので、そこは同じ方向で話はできていると思うんですけども、私は本当にやっぱり実効のあるものにと。この条例によって、これが具体的に進むということが担保できるような条例にしていきたいというのが一つです。そのためには、理念はみんな大体そんなに違いはないと思うんですけども、どんなところの施策に結びつくような条例にするかというか、そここのところはもうちょっといろんなことを調査しないと出てこないの、今後、少し時間も延びているような感じがあるので、丁寧に調査させていただければなと思います。

私はずっと調べながら悩むのは、「三重の森林づくり条例」があって、これは川上の条例ですよ。バイオマスのところも書いてもらって、川下のところまでも届いているけれども、川上から始まっている条例である一方、今回の条例は、やっぱり川下から始めていくんですけども、やっぱり先ほど今井さんが山づくりの話をされましたけれども、私も調べれば調べるほど、木材利用と思えば思うほど、山が気になるんですよ。今の山の現状がすごく気になってくるんです。なので、川中がまたいろいろ製材工場であるとか、市場であるとか、その辺もすごく課題がいっぱいあると思うんですけども、その辺の方向、森林づくり条例との関連、川上と川下から条例が2つできるわけやから、その辺りのこの整理の仕方というのはすごく難しいなど。それも決断してやることになるんやろうけれども、その辺をもうちょっと勉強しないとわからないなというふうなところが今の感想です。

田中座長

それでは、予定の時間も迫ってまいりましたので、本日の協議はこの程度にとどめたいと思います。

本日の協議を踏まえて、委員の皆様には、資料2の意見シートの各論点についてのご意見をご記入の上、後日提出をいただきたいと存じます。

次回の第6回検討会では、委員の皆様方からご提出いただいた意見シートを踏まえて、引き続き、条例の方向性の検討を行いたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。それでは、そのようにいたします。

次回の第6回検討会の日程ですが、議会日程等との調整の必要もございますので、意見シートの提出期限と合わせて、後ほど委員協議の中で協議を行いたいと思います。

次に現地調査について協議を行います。4月3日に予定していた県内調査につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る情勢の変化により中止となったところですが、新型コロナウイルス感染症に係る情勢が厳しさを増している状況ですので、今後当面、県内調査、県外調査ともに実施を見合わせたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の議題は以上ですが、他に委員の方からご意見がございましたら、発言をお願いいたします。ないですか。

それでは、本日の会議は終了をいたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は、着席のままお待ちください。委員以外の方は、ご退出をお願いします。